

つとめ、つとめ、  
実現する  
ふくしま

# 業 務 概 要

令 和 6 年 度 版  
( 令 和 5 年 度 実 績 )

福 島 県

中 央 児 童 相 談 所  
県 中 児 童 相 談 所  
会 津 児 童 相 談 所  
浜 児 童 相 談 所

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(児童憲章より)

## はじめに

本県児童相談所の業務につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年度の福島県における児童相談の実績等を業務概要としてまとめましたので、業務の参考としていただけましたら幸いです。

令和5年度に県内の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は1,908件となり、過去最多を更新した令和4年度の2,256件から減少しましたが、依然として高い水準となっています。その多くはいわゆる「面前DV」を主訴とする心理的虐待が占めており、必ずしも生命身体の危機に直結するような重篤な事例が増加傾向にあるというわけではありません。

しかし、全国を見渡せば、毎年子どもたちが虐待により命を落とすという痛ましい状況は継続しております。また、核家族化、地域社会の希薄化の中で、社会的孤立が子育てに困難をもたらしていることが危惧され、さらにコロナ禍が、各家庭の経済状態や親子関係、子どもたちの対人関係、学校生活にも影響を及ぼしてきたことが依然として懸念されます。

そうした中、令和4年6月の児童福祉法改正により、都道府県はこどもの意見表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこととされました。また、令和6年3月には「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が公布され、本県でもこれを踏まえた条例制定の準備が進んでおります。さらに、令和7年6月には、一時保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求し判断を求める司法審査が導入されることから、円滑な運用に向けた仕組み作りも進めているところです。

児童相談所は、その専門性や付与された権限を十分に活用して、すべてのこどもの権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現の一翼を担うという使命を課されています。

こども家庭福祉の大きな変革の時期にあって、私たちは、子どもたちの最善の利益の追求のため、自らの有り様を常に振り返り、高めるべく、より一層の努力を続けてまいります。引き続き、皆様方の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月

福島県中央児童相談所長 坂 詰 健 一  
福島県県中児童相談所長 森 谷 吉 博  
福島県会津児童相談所長 大 塚 由 美 子  
福島県浜児童相談所長 佐 藤 光 徳

# 目次

## I 児童相談所の概要

---

1 児童相談所とは	1
2 管内概況	2
(1) 管轄区域図	2
(2) 各児童相談所の管内概況	2
3 令和6年度児童相談所の組織、人員配置	3

## II 児童相談所の業務

---

1 児童相談所が行う主な業務	5
2 相談の方法	5
3 相談の種類と内容	6
4 相談の流れ	7
5 相談受付状況	8
(1) 児童人口と相談件数の推移	8
(2) 児童相談所別相談件数の推移	9
(3) 経路別受付状況	10
ア 令和5年度経路別受付状況	10
イ 経路別相談受付割合の推移	11
(4) 相談種別受付状況	12
ア 令和5年度相談種別受付状況	12
イ 相談種別受付状況の推移	12
6 相談対応状況	13
(1) 令和5年度相談種別対応状況	13
7 虐待相談	14
(1) 虐待相談受付件数の年度別推移	14
(2) 令和5年度虐待種別対応状況	14
(3) 令和5年度虐待相談の虐待種別経路別対応状況	15
(4) 虐待種別対応件数の推移	16
(5) 令和5年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者	16
(6) 令和5年度被虐待者の年齢、虐待種別	17
8 相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況	18
(1) 心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移	18
9 里親委託の状況	19
(1) 令和5年度里親委託の状況	19
(2) 里親委託状況の推移	19

(3) 令和5年度年齢別里親委託児童数	20
10 一時保護の状況	21
(1) 令和5年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況	21
ア 一時保護所での保護	21
イ 一時保護委託	22
(2) 一時保護の推移	23
ア 一時保護児童数の推移	23
イ 一時保護児童(所内+所外)の対応状況と保護日数の推移	23
ウ 一時保護児童(所内+所外)の相談種別割合の推移	24

### III 児童相談所の事業

---

1 児童虐待防止対策	25
(1) 児童虐待ケース対応強化事業	25
(2) 学校等との連携強化事業	26
2 児童福祉施設連絡協議会	26
3 児童福祉施設訪問調査	27
4 職員研修	28
(1) 児童相談所部門別研修会	28
(2) 面接スキル研修会	28
(3) 児童虐待ケース対策研修会	29
(4) 児童相談所職員専門性向上研修	30
(5) 児童相談所新任職員研修会	31
(6) 派遣研修	31
5 里親制度の推進	32
(1) 里親関係研修	32
(2) 里親入門講座	32
(3) 里親制度啓発活動「One Love キャンペーン」	33
(4) 里親への支援等	33
6 市町村との連携、市町村支援	33
7 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議	36

### IV 児童福祉施設等

---

1 県内の児童福祉施設一覧	37
2 施設別在籍状況	38
(1) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設	38
(2) 障害児入所施設	39
(3) 県内の福祉事務所等一覧	40

## I 児童相談所の概要

## 1 児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法の規定に基づいて設置された児童福祉のための専門行政機関で、すべての都道府県及び政令指定都市に設置されています。また、中核市や特別区などにも設置することができるかとされています。

県内には次表のとおり4つの児童相談所があり、そのうち県中、会津及び浜児童相談所には、相談、調査、判定等の業務を行う相談室を設置しています。

児童相談所（相談室）	所在地・連絡先	管轄区域
中央児童相談所 (昭和23年6月18日設置) (昭和47年4月1日改築)	〒960-8002 福島市森合町10-9	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡 (計：4市2郡4町村)
	TEL：024-534-5101	
	FAX：024-534-5211	
	E-mail：tyuuou.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
県中児童相談所 (平成19年4月1日設置) (令和5年1月30日移転)	〒963-8041 郡山市富田町字町田3	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡 (計：4市5郡17町村)
	TEL：024-935-0611	
	FAX：024-935-0618	
	E-mail：kentuu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
白河相談室 (平成14年4月1日設置) (平成15年3月1日移転)	〒961-0074 白河市郭内127	白河市、西白河郡、東白川郡 (計：1市2郡8町村)
	TEL：0248-22-5648 FAX：0248-22-5451	
会津児童相談所 (昭和35年12月1日設置) (平成18年4月1日移転)	〒965-0003 会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡 (計：2市4郡15町村)
	TEL：0242-23-1400	
	FAX：0242-23-1404	
	E-mail：aidu.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
南会津相談室 (平成14年4月1日設置)	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542-2	南会津郡 (計：1郡4町村)
	TEL：0241-63-0309 FAX：0241-62-1698	
浜児童相談所 (昭和28年5月1日設置) (平成29年8月7日改築)	〒970-8033 いわき市自由ヶ丘38-15	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計：3市2郡10町村)
	TEL：0246-28-3346	
	FAX：0246-28-2624	
	E-mail：hama.jisou@pref.fukushima.lg.jp	
南相馬相談室 (平成14年4月1日設置)	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡 (計：2市2郡10町村)
	TEL：0244-26-1135 FAX：0244-26-1332	

## 2 管内概況

### (1) 管轄区域図



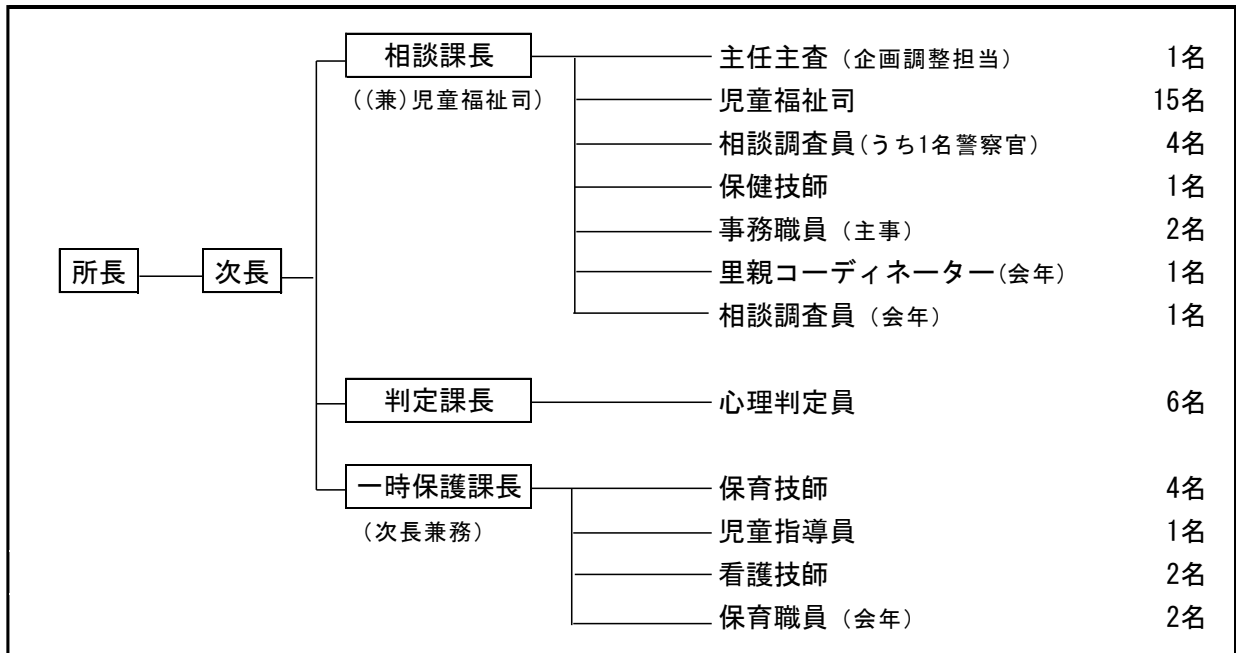
### (2) 各児童相談所の管内概況

児童相談所名	管轄	管内面積 (km <sup>2</sup> )	管内人口 (人)	管内児童数 (人)	人口に対する児童 数の割合	県全体に 占める児 童割合
	市町村数					
① 中央児童相談所	4市3町1村	1,753.34	447,561	57,949	12.9%	25.0%
② 県中児童相談所	4市10町7村	3,639.32	634,458	88,178	13.9%	38.0%
③ 会津児童相談所	2市11町4村	5,420.31	239,360	30,703	12.8%	13.2%
④ 浜児童相談所	3市7町3村	2,970.77	427,657	55,107	12.9%	23.8%
計	13市31町15村	13,783.74	1,749,036	231,937	13.3%	100.0%

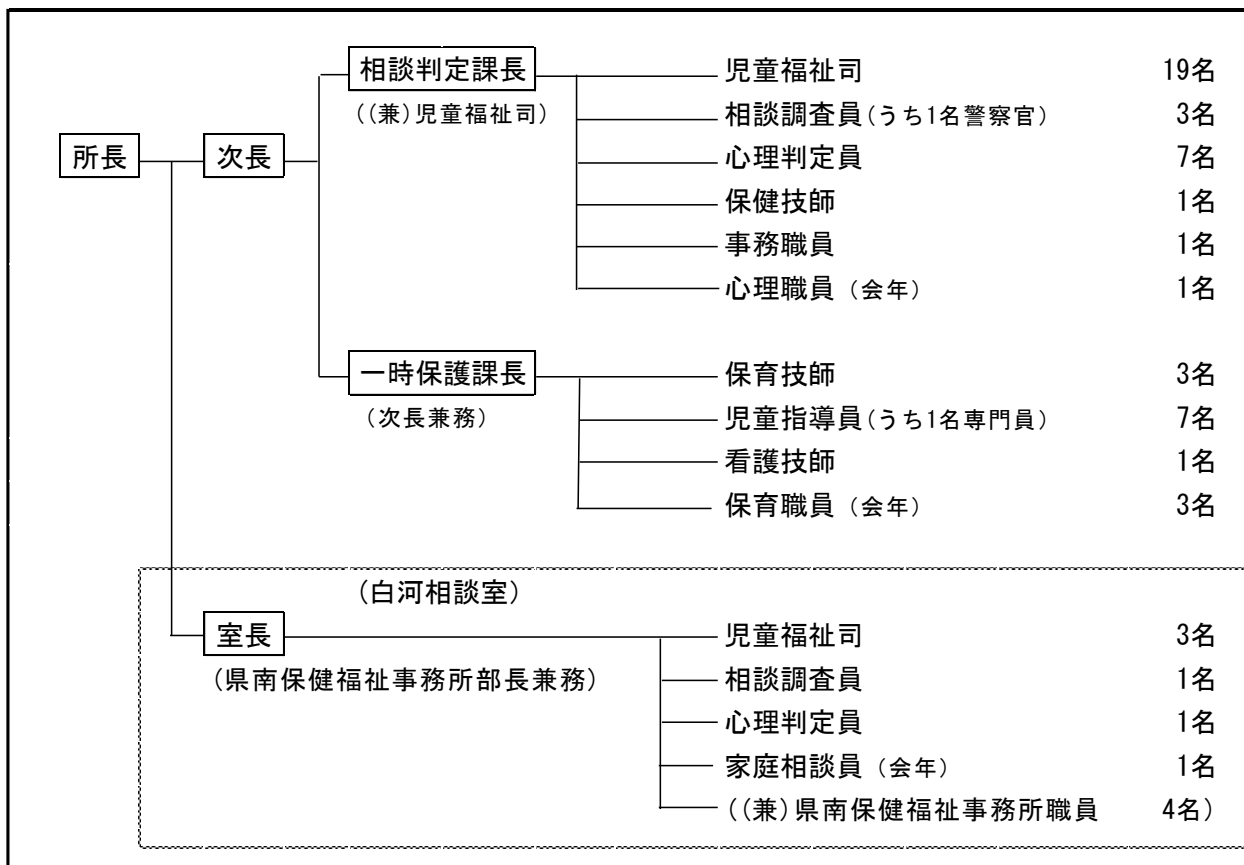
※ 人口及び児童数は、「福島県現住人口調査 令和6年6月1日現在」による。

3 令和6年度児童相談所の組織、人員配置（令和6年4月1日現在）

【中央児童相談所】（現員40名（嘱託員、会計年度任用職員等は除く。以下同じ））

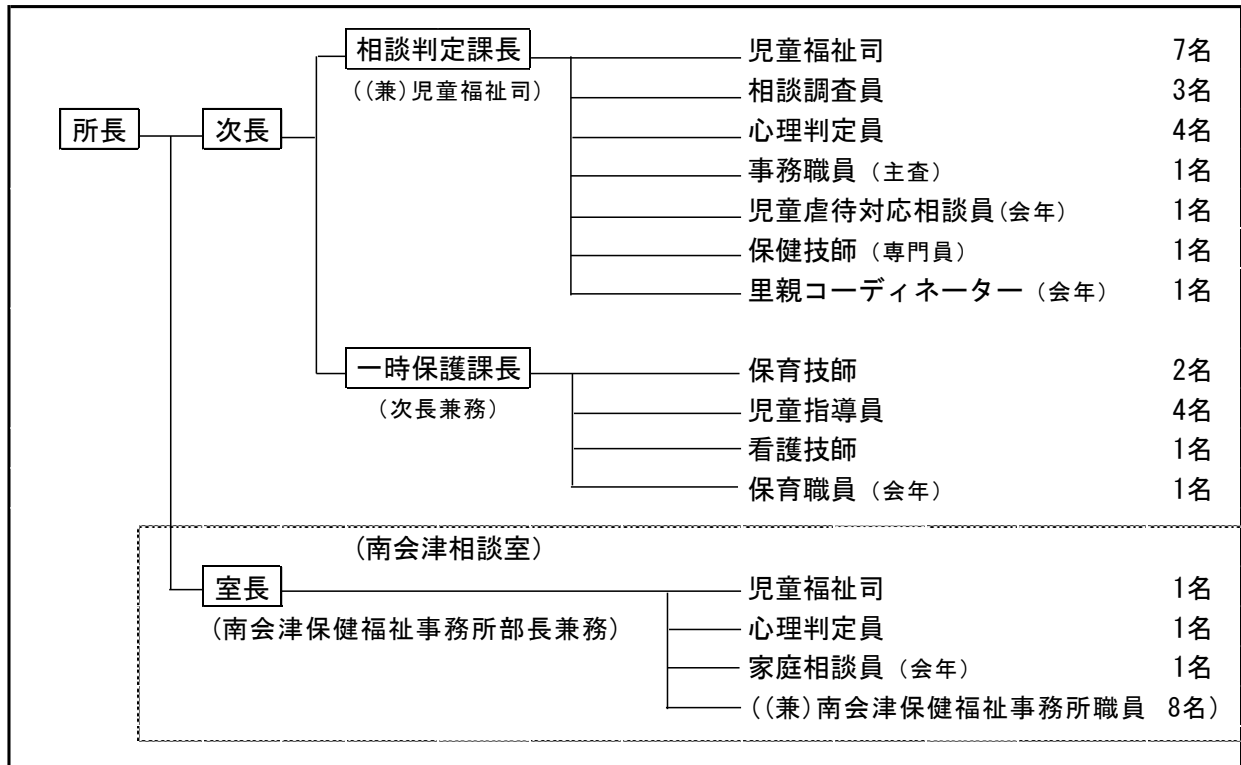


【県中児童相談所】（現員50名）

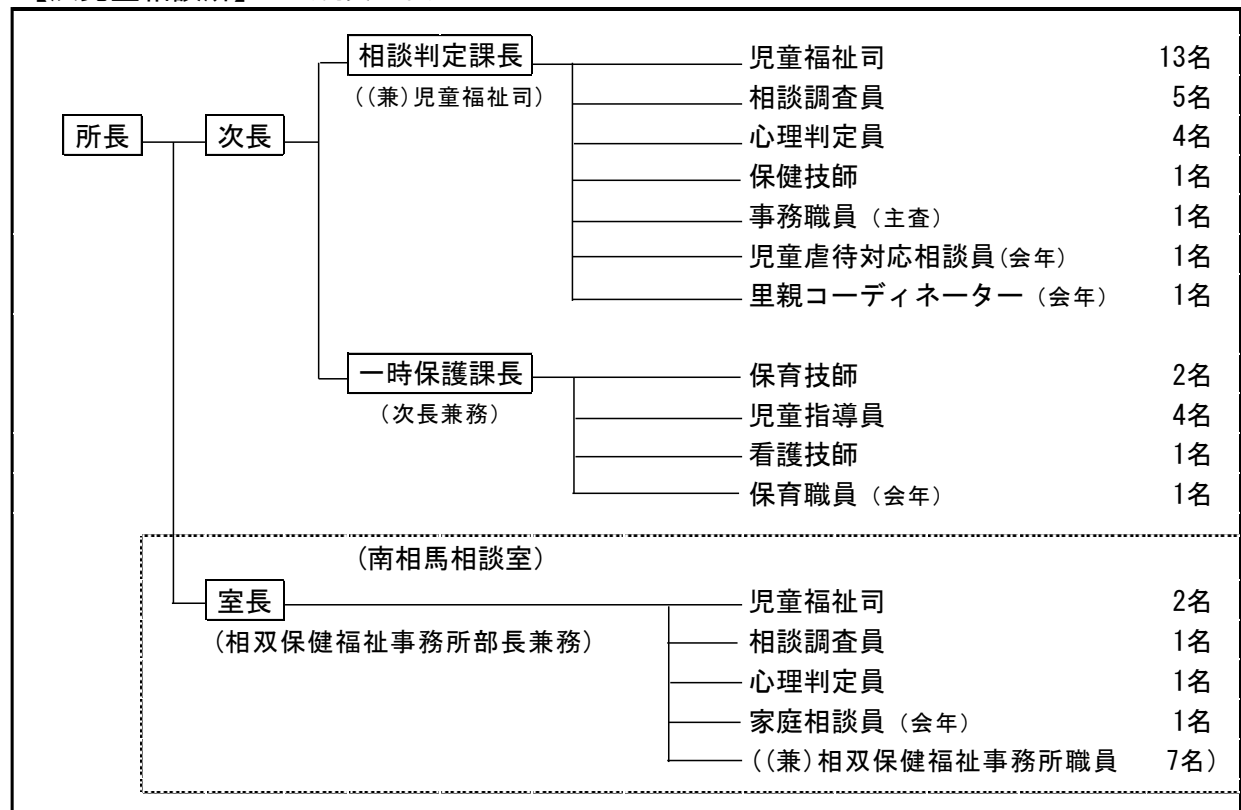




【会津児童相談所】（現員28名）



【浜児童相談所】（現員38名）



上記のほか、各児童相談所に嘱託医（小児科、精神科）、児童虐待対応専門員（医師、弁護士、学識者）、宿日直職員を配置するとともに、一時保護所には学習指導協力員、児童指導補助員、給食検査員（いずれも会計年度任用職員）を配置しています。

## II 児童相談所の業務

### 1 児童相談所が行う主な業務

児童相談所では、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、こども及びその家庭を援助することを目的として相談援助活動を行っています。

児童相談所が行う主な業務は、次のとおりです。

#### (1) 市町村援助業務

市町村が行う児童家庭相談に関する業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

#### (2) 相談業務

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談に応じます。

#### (3) 一時保護業務

虐待、家出、放任（ネグレクト）等により緊急性がある場合や、行動観察、短期入所が必要な場合等に一時保護を行います。

#### (4) 措置業務

必要に応じ、こどもの児童福祉施設等への入所措置や、里親、指定医療機関への委託などを行います。

### 2 相談の方法

相談は、児童相談所への来所や電話等により行います。

電話相談は、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を含め、24時間365日いつでも受け付けます。児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」番に電話をかけると、固定電話の場合は最寄りの児童相談所につながります。また、携帯電話から発信した場合は、オペレーターが地域情報を聞き取り、管轄の児童相談所へつなぎます。

なお、来所での相談の場合は、待ち時間を少なくするため、事前に電話等で相談日時を予約されることをお勧めしています。

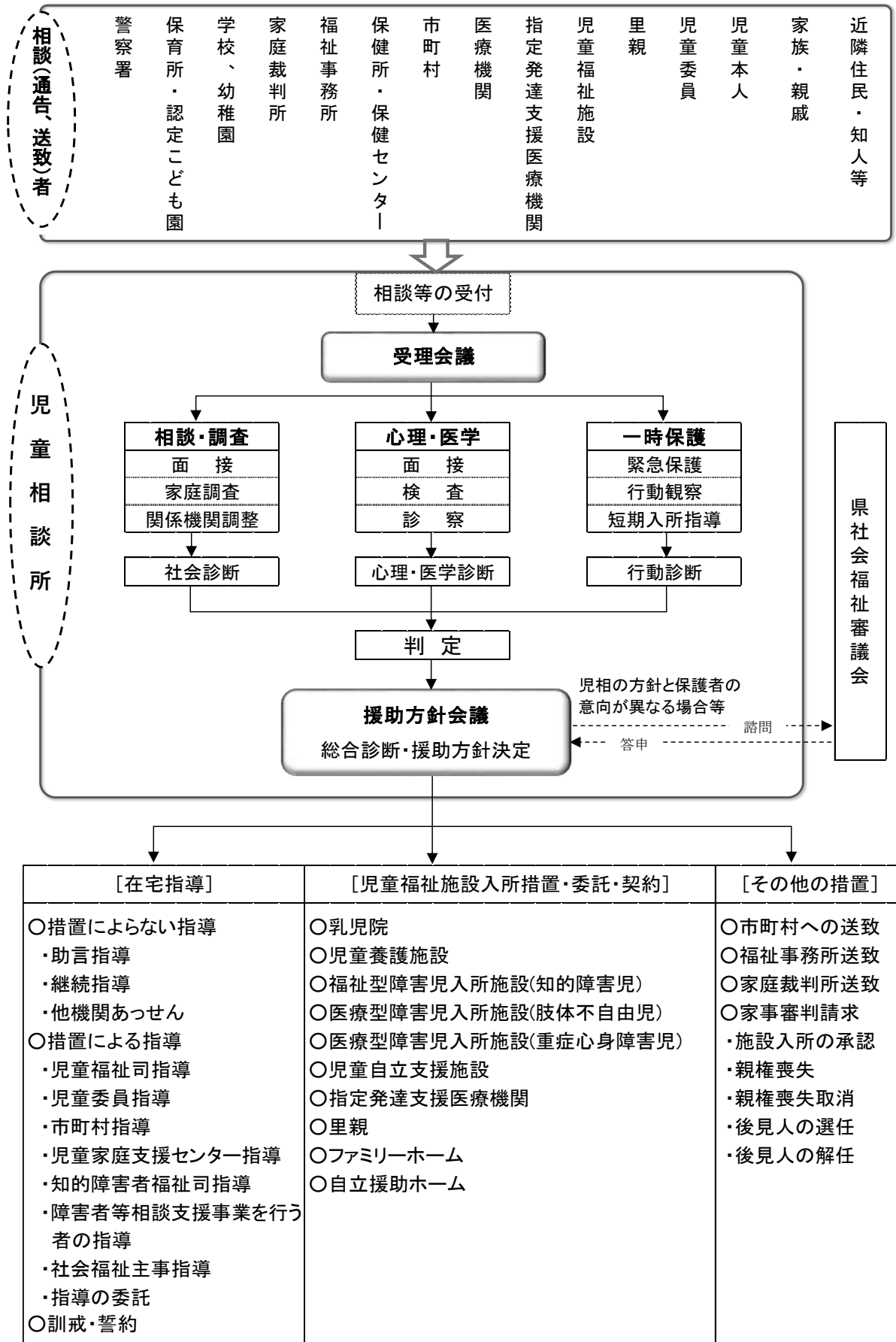
また、こどもや保護者がより相談しやすい環境の整備を目的として、国によって開設された「親子のための相談LINE」を利用し、本県においても令和5年2月からSNSによる相談受付を開始しています。

## 3 相談の種類と内容

児童相談所が受け付ける相談の種類と内容は、次のとおりです。

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有するこどもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞を有するこども等に関する相談
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談
非行相談	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のないこどもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談
育成相談	12. 性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有するこどもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

4 相談の流れ



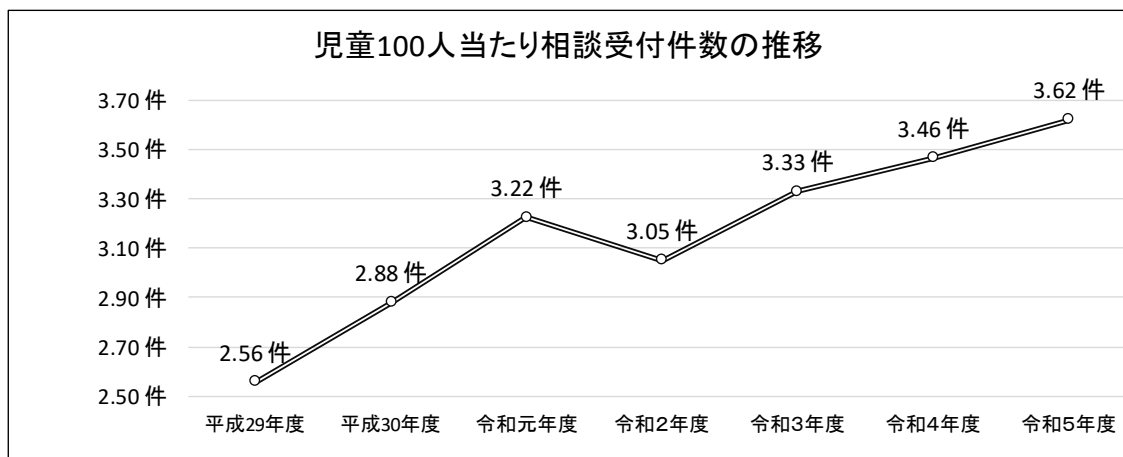
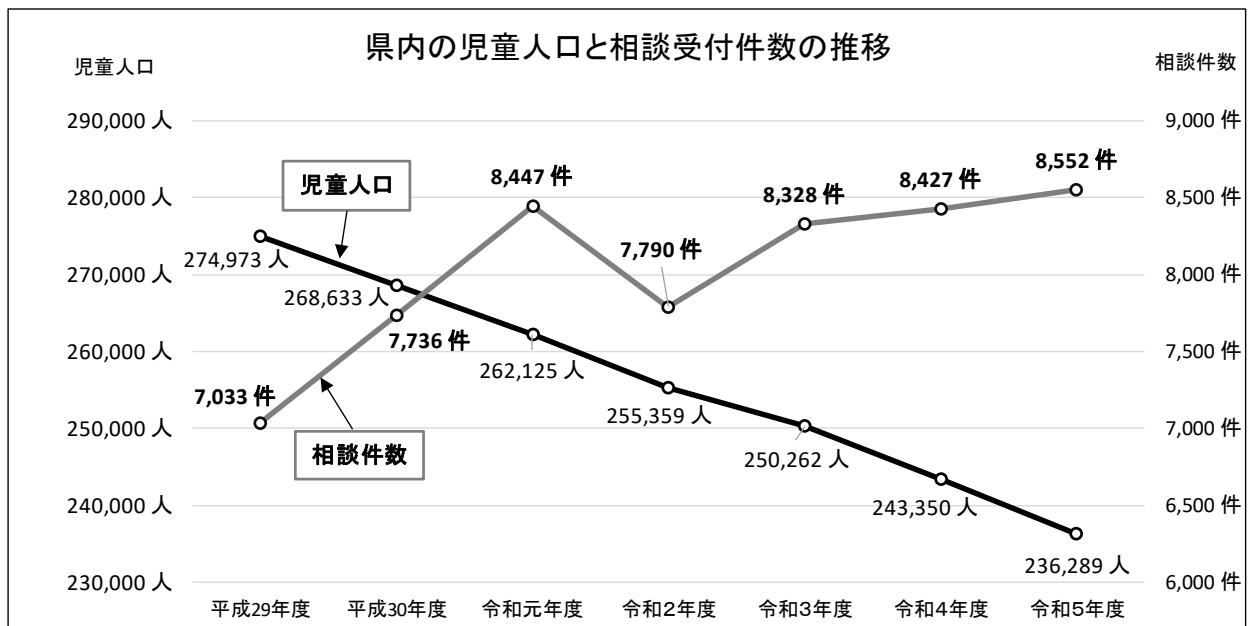
## 5 相談受付状況

### (1) 児童人口と相談件数の推移

県内の児童人口は、平成29年度の274,973人に対し、令和5年度では236,289人（いずれも各年10月1日現在）と、6年間で38,684人、約14.1%の減少となっています。

他方、児童相談所への相談件数は、平成29年度の7,033件に対し、令和5年度では8,552件と、1,519件、約21.6%の増加となっています。

これを児童100人当たりの相談件数でみると、平成29年度が2.56件であったのに対し、令和5年度では3.62件となり、6年間で大きく増加しています。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童人口	274,973 人	268,633 人	262,125 人	255,359 人	250,262 人	243,350 人	236,289 人
相談受付件数	7,033 件	7,736 件	8,447 件	7,790 件	8,328 件	8,427 件	8,552 件
児童100人当たり 相談受付件数	2.56 件	2.88 件	3.22 件	3.05 件	3.33 件	3.46 件	3.62 件

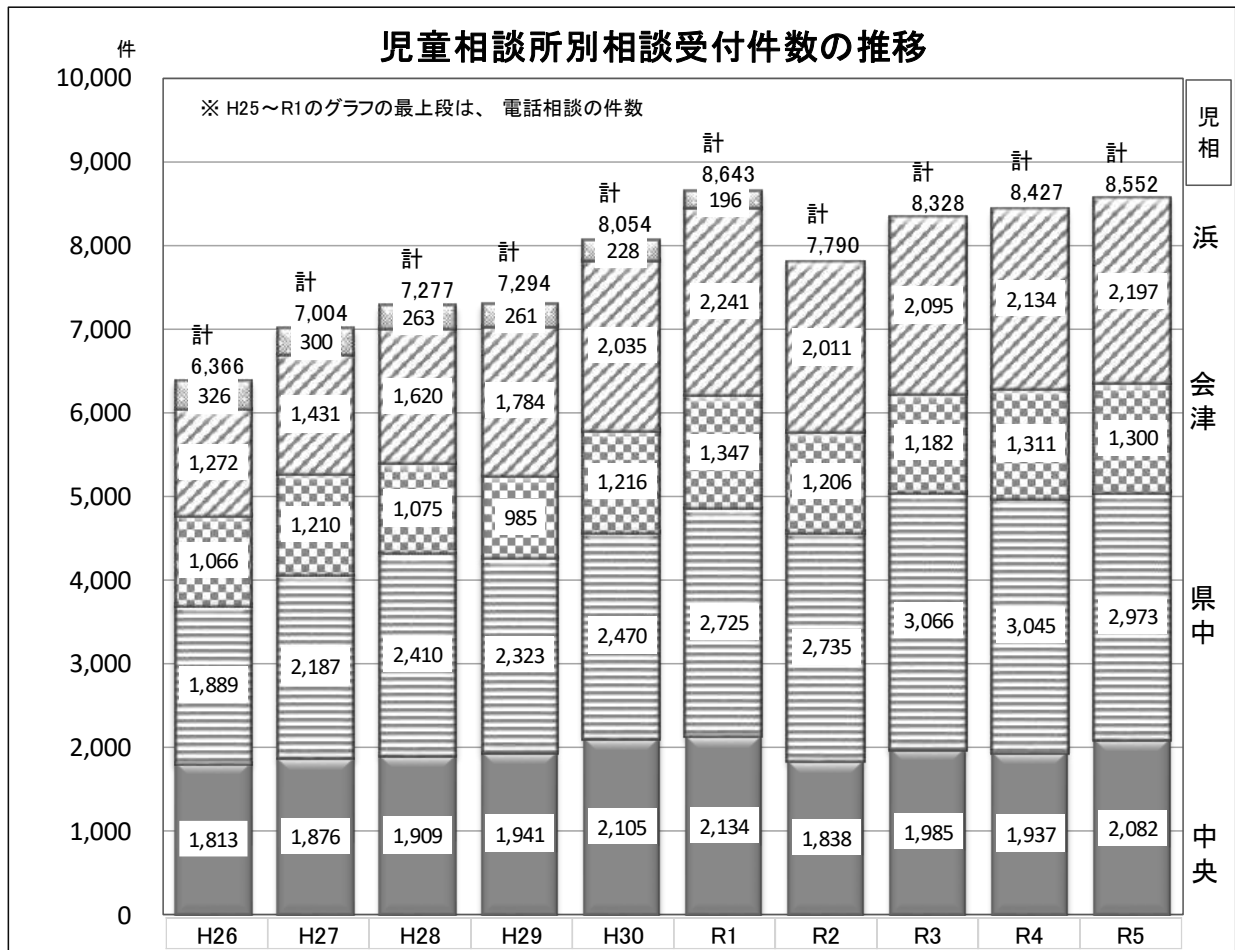
※ 児童人口は、「福島県現住人口調査」(各年10月1日現在)より

(2) 児童相談所別相談件数の推移

平成26年度と令和5年度の相談受付件数を比較すると、県全体では6,366件から8,552件と1.34倍の増加となっています。

児童相談所別にみると、浜児童相談所が1,272件から2,197件、約1.73倍と大きく増加しており、次いで県中児童相談所が1,889件から2,973件、約1.57倍の増加となっています。

なお、電話相談事業は、令和元年度をもって終了しています。

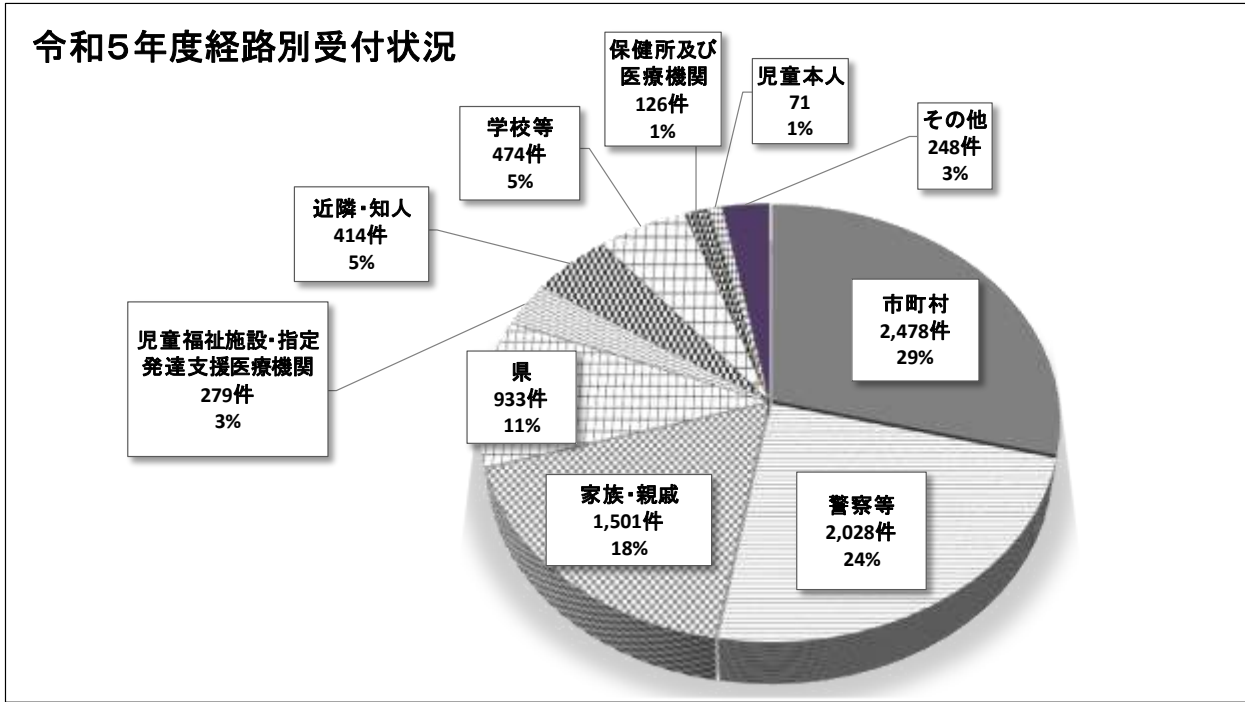


年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
<b>児相</b>											
<b>県計</b>	6,366件	7,004件	7,277件	7,294件	8,054件	8,643件	7,790件	8,328件	8,427件	8,552件	
内訳	中央	1,813件	1,876件	1,909件	1,941件	2,105件	2,134件	1,838件	1,985件	1,937件	2,082件
	県中	1,889件	2,187件	2,410件	2,323件	2,470件	2,725件	2,735件	3,066件	3,045件	2,973件
	会津	1,066件	1,210件	1,075件	985件	1,216件	1,347件	1,206件	1,182件	1,311件	1,300件
	浜	1,272件	1,431件	1,620件	1,784件	2,035件	2,241件	2,011件	2,095件	2,134件	2,197件
	電話相談	326件	300件	263件	261件	228件	196件	-	-	-	-

(3) 経路別受付状況

ア 令和5年度経路別受付状況

令和5年度における相談受付状況を経路別にみると、「市町村」が2,478件・29%と最も多く、次いで「警察等」2,028件・24%、「家族・親戚」1,501件・18%となっています。



経路	児相	県計			中央			県中			会津			浜		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県	児童相談所	69	125	194	9	35	44	27	35	62	8	15	23	25	40	65
	福祉事務所	18	13	31	5	5	10	8	2	10	1	2	3	4	4	8
	保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	451	257	708	106	62	168	186	103	289	68	28	96	91	64	155
市町村	福祉事務所	1,384	756	2,140	373	216	589	398	192	590	217	110	327	396	238	634
	児童委員	8	2	10	2	2	4	5	0	5	0	0	0	1	0	1
	保健センター	48	38	86	1	4	5	39	30	69	6	1	7	2	3	5
	その他	134	108	242	14	13	27	89	57	146	29	34	63	2	4	6
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	17	29	46	4	5	9	11	20	31	1	2	3	1	2	3
	児童福祉施設	157	70	227	32	25	57	70	24	94	27	13	40	28	8	36
	指定発達支援医療機関	4	2	6	0	0	0	4	0	4	0	2	2	0	0	0
児童家庭支援センター	4	1	5	1	0	1	3	1	4	0	0	0	0	0	0	
認定こども園	5	5	10	1	4	5	1	0	1	3	0	3	0	1	1	
警察等	1,041	987	2,028	201	198	399	409	357	766	130	111	241	301	321	622	
家庭裁判所	19	8	27	4	2	6	6	2	8	0	0	0	9	4	13	
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療機関	56	70	126	8	10	18	20	34	54	18	7	25	10	19	29
学校等	幼稚園	3	5	8	0	0	0	2	5	7	0	0	0	1	0	1
	学校	211	214	425	50	44	94	76	92	168	37	33	70	48	45	93
	教育委員会等	24	17	41	4	1	5	6	4	10	7	6	13	7	6	13
里親	45	38	83	16	24	40	10	3	13	2	4	6	17	7	24	
児童委員	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
家族・親戚	885	616	1,501	248	190	438	275	187	462	188	98	286	174	141	315	
近隣・知人	216	198	414	57	56	113	71	42	113	32	28	60	56	72	128	
児童本人	24	47	71	8	8	16	6	15	21	7	14	21	3	10	13	
その他	75	47	122	21	13	34	30	15	45	5	6	11	19	13	32	
計		4,899	3,653	8,552	1,165	917	2,082	1,753	1,220	2,973	786	514	1,300	1,195	1,002	2,197

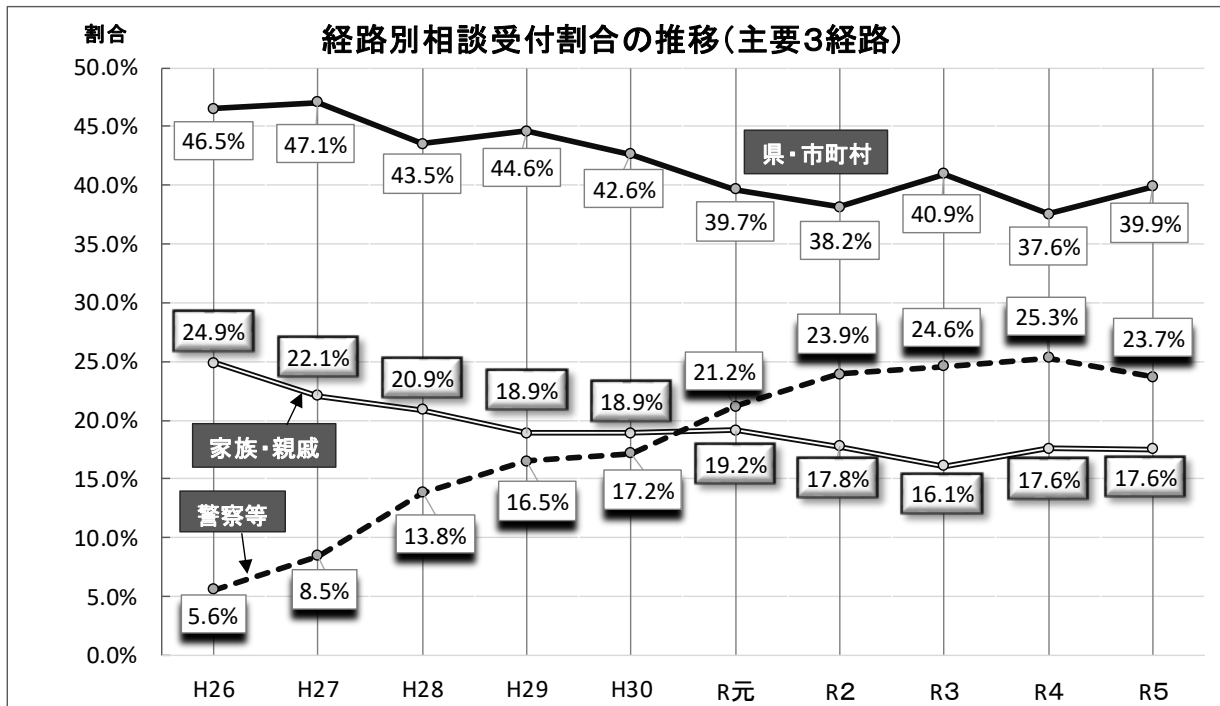
イ 経路別相談受付割合の推移

平成 26 年度から令和 5 年度までの経路別の受付件数及び当該年度における各経路が占める割合の推移は次表のとおりで、そのうち主要 3 経路の 10 年間の推移が下のグラフです。

平成 26 年度と令和 5 年度を比較すると、「県・市町村」及び「家族・親戚」の割合は大きく減少しているのに対し、「警察等」の割合は大幅な増加となっています。これは、警察がいわゆる面前DV（※）を積極的に通告するようになったことが、主な増加の要因です。

※ 面前DV～こどもの面前で配偶者に対して暴力をふるうこと。(DV＝ドメスティックバイオレンス)

経路	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
県・市町村	件数	2,811	3,156	3,052	3,136	3,298	3,351	2,973	3,410	3,167	3,411
	割合	46.5%	47.1%	43.5%	44.6%	42.6%	39.7%	38.2%	40.9%	37.6%	39.9%
警察等	件数	336	567	969	1,161	1,328	1,788	1,865	2,046	2,134	2,028
	割合	5.6%	8.5%	13.8%	16.5%	17.2%	21.2%	23.9%	24.6%	25.3%	23.7%
家族・親戚	件数	1,503	1,480	1,463	1,330	1,462	1,619	1,384	1,343	1,483	1,501
	割合	24.9%	22.1%	20.9%	18.9%	18.9%	19.2%	17.8%	16.1%	17.6%	17.6%
近隣・知人	件数	319	422	436	365	460	444	401	486	460	414
	割合	5.3%	6.3%	6.2%	5.2%	5.9%	5.3%	5.1%	5.8%	5.5%	4.8%
学校等	件数	373	410	417	365	416	451	428	402	493	474
	割合	6.2%	6.1%	5.9%	5.2%	5.4%	5.3%	5.5%	4.8%	5.9%	5.5%
施設等	件数	423	433	381	402	382	418	369	326	282	279
	割合	7.0%	6.5%	5.4%	5.7%	4.9%	4.9%	4.7%	3.9%	3.3%	3.3%
保健所等	件数	64	69	70	81	93	71	100	108	108	126
	割合	1.1%	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	0.8%	1.3%	1.3%	1.3%	1.5%
児童本人	件数	75	69	64	69	65	77	74	50	57	71
	割合	1.2%	1.0%	0.9%	1.0%	0.8%	0.9%	0.9%	0.6%	0.7%	0.8%
その他	件数	136	98	162	124	232	228	196	157	243	248
	割合	2.3%	1.5%	2.3%	1.8%	3.0%	2.7%	2.5%	1.9%	2.9%	2.9%
計	件数	6,040	6,704	7,014	7,033	7,736	8,447	7,790	8,328	8,427	8,552
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%





(4) 相談種別受付状況

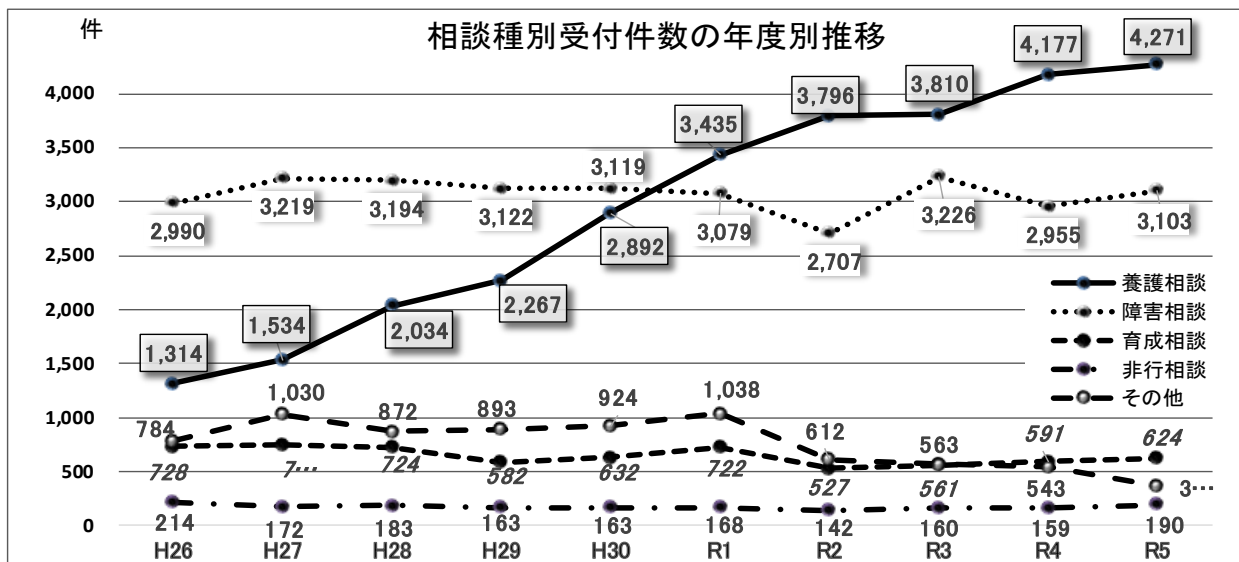
ア 令和5年度相談種別受付状況

相談種別ごとの受付状況をみると、養護相談が49.9%、障害相談が36.3%を占めています。いずれの児童相談所も養護相談が最も多くなっています。

児相		種別	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
内 訳	中央	件数	932件	0件	850件	30件	147件	123件	2,082件
		割合	44.8%	0.0%	40.8%	1.4%	7.1%	5.9%	100.0%
	県中	件数	1,562件	3件	1,066件	59件	214件	69件	2,973件
		割合	52.5%	0.1%	35.9%	2.0%	7.2%	2.3%	100.0%
	会津	件数	540件	0件	489件	60件	155件	56件	1,300件
		割合	41.5%	0.0%	37.6%	4.6%	11.9%	4.3%	100.0%
	浜	件数	1,237件	1件	698件	41件	108件	112件	2,197件
		割合	56.3%	0.0%	31.8%	1.9%	4.9%	5.1%	100.0%
	県計	件数	4,271件	4件	3,103件	190件	624件	360件	8,552件
		割合	49.9%	0.0%	36.3%	2.2%	7.3%	4.2%	100.0%

イ 相談種別受付状況の推移

相談種別ごとに10年間の受付件数の推移をみると、養護相談は、平成26年度では1,314件だったところ、令和5年度では4,271件と大きく増加しています。これは、前記(3)イの経路別相談受付割合の推移のとおり、「警察等」からの通告の増加によるものです。



種別	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
養護相談		1,314	1,534	2,034	2,267	2,892	3,435	3,796	3,810	4,177	4,271
障害相談		2,990	3,219	3,194	3,122	3,119	3,079	2,707	3,226	2,955	3,103
育成相談		728	743	724	582	632	722	527	561	591	624
非行相談		214	172	183	163	163	168	142	160	159	190
保健相談		10	6	7	6	6	5	6	8	2	4
その他		784	1,030	872	893	924	1,038	612	563	543	360
計		6,148	6,040	6,704	7,014	7,014	7,736	8,447	7,790	8,427	8,552

6 相談対応状況

(1) 令和5年度相談種別対応状況

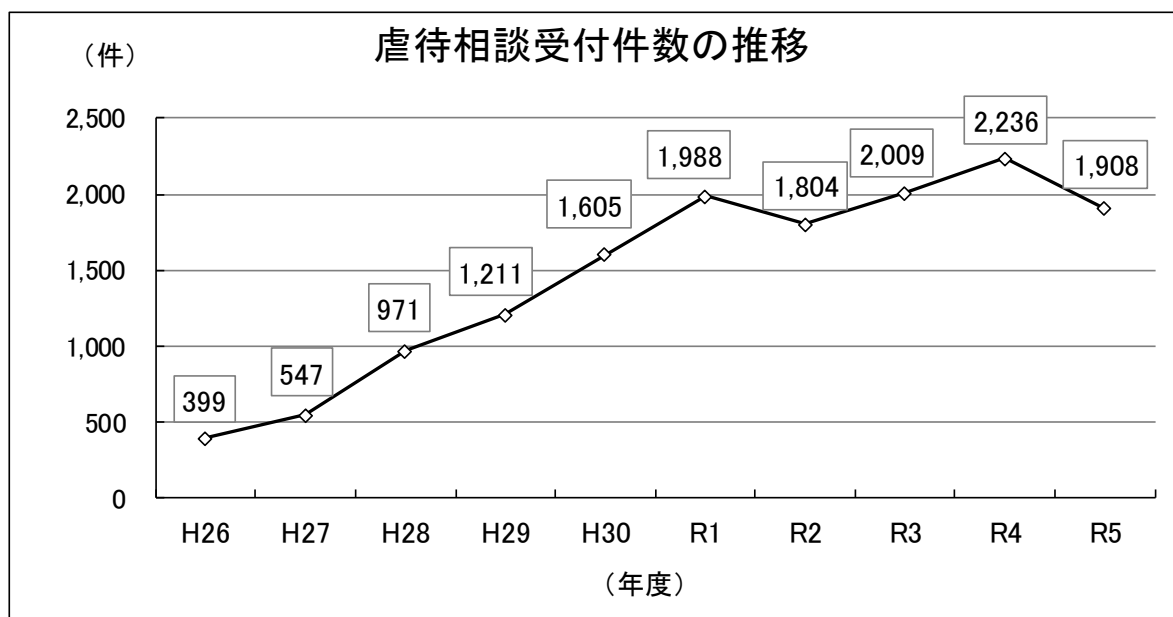
令和5年度における相談に対する対応は、「面接指導（助言指導、継続指導、他機関あつせん）」が5,666件と、全体の約3分の2を占めています。

相談種別	対応方法	対応件数																年度末時点未対応			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法27条第1項第4号による家裁送致		障害児施設への利用契約	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	法27条の3による家裁送致（再掲）	通所							
					27	0	0														
養護相談	児童虐待	73	1,707	19	68	0	0	0	0	0	0	29	(0)	0	0	9	0	3	1,908	56	
	その他	1,667	611	6	8	0	0	0	8	0	0	25	(0)	0	0	27	0	5	2,357	22	
	小計	1,740	2,318	25	76	0	0	0	8	0	0	54	0	0	0	36	0	8	4,265	78	
保健相談		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	4	0	
障害相談	肢体不自由	51	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	(0)	0	0	0	0	9	62	1	
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	(0)	0	0	0	0	0	1	0	
	言語発達障害等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	2	0	
	重症心身障害	28	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	(0)	0	0	0	0	2	37	3	
	知的障害	237	9	0	0	0	0	0	0	109	0	4	(0)	0	1	0	0	2,308	2,668	63	
	発達障害	158	21	1	0	0	0	0	0	6	0	0	(0)	0	0	0	0	166	352	5	
	小計	475	33	2	0	0	0	0	0	122	0	4	0	0	1	0	0	2,485	3,122	72	
非行相談	＜犯行為等	34	69	1	3	0	0	0	0	0	5	6	(0)	0	0	0	0	4	122	5	
	触法行為等	12	29	0	4	0	0	0	0	0	15	2	(0)	0	0	0	0	0	62	4	
	小計	46	98	1	7	0	0	0	0	0	20	8	0	0	0	0	0	4	184	9	
育成相談	性格行動	201	158	3	0	0	0	0	0	0	0	4	(0)	0	0	1	0	16	383	0	
	不登校	56	23	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	1	81	8	
	適性	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	12	33	1	
	育児・しつけ	104	16	3	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	6	129	0	
	小計	382	197	7	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	35	626	9
その他の相談		290	39	9	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	21	359	2	
計		2,935	2,687	44	83	0	0	0	8	122	20	70	(0)	0	1	37	0	2,553	8,560	170	
(再掲) 児相別	中央	566	700	15	24	0	0	0	6	47	5	18	(0)	0	0	13	0	0	672	2,066	52
	県中	925	1,055	11	15	0	0	0	1	29	9	16	(0)	0	1	9	0	0	915	2,986	60
	会津	590	288	1	26	0	0	0	1	14	4	17	(0)	0	0	5	0	0	364	1,310	16
	浜	854	644	17	18	0	0	0	0	32	2	19	(0)	0	0	10	0	0	602	2,198	42

## 7 虐待相談

### (1) 虐待相談受付件数の年度別推移

養護相談のうち過半数を占めるのが虐待相談です。虐待相談受付件数の推移をみると、平成26年度では399件だったところ、令和5年度では1,908件となっており、近年は高い水準で推移しています。



### (2) 令和5年度虐待種別対応状況

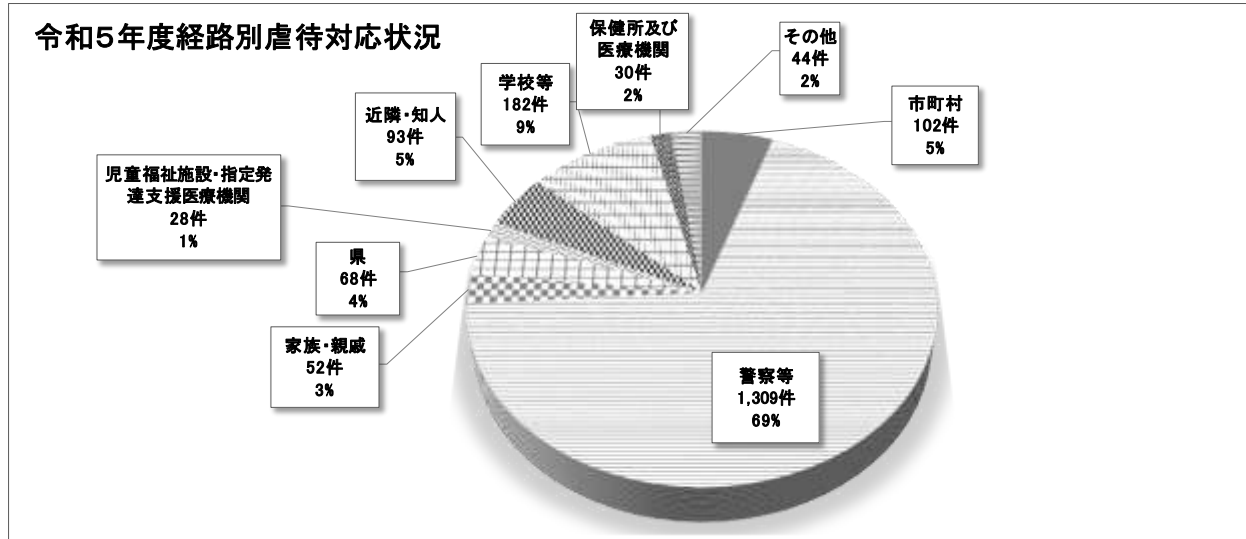
虐待種別ごとの対応状況をみると、心理的虐待が1,377件、72.2%と多くなっています。

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	
県計	対応件数	350件	22件	1,377件	159件	1,908件	
	割合	18.3%	1.2%	72.2%	8.3%	100.0%	
児相別内訳	中央	対応件数	91件	10件	303件	35件	439件
		割合	20.7%	2.3%	69.0%	8.0%	100.0%
	県中	対応件数	136件	2件	509件	47件	694件
		割合	19.6%	0.3%	73.3%	6.8%	100.0%
	会津	対応件数	55件	0件	212件	33件	300件
		割合	18.3%	0.0%	70.7%	11.0%	100.0%
浜	対応件数	68件	10件	353件	44件	475件	
	割合	14.3%	2.1%	74.3%	9.3%	100.0%	

※ 対応件数＝前年度未対応件数＋当年度受付件数－当年度未対応件数

(3) 令和5年度虐待相談の虐待種別経路別対応状況

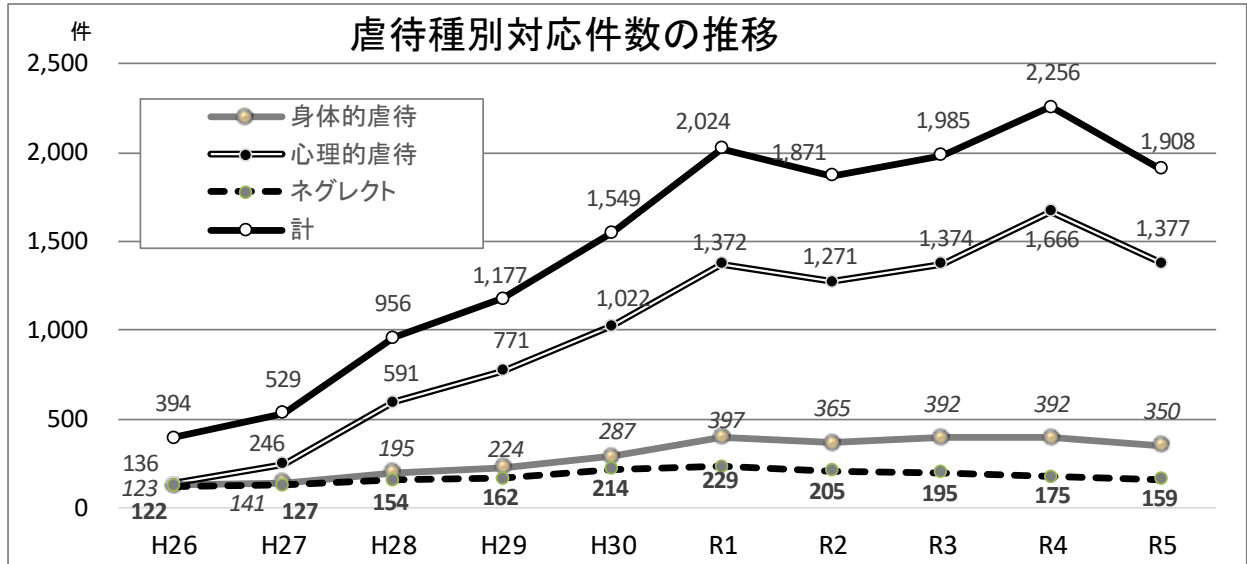
令和5年度で対応した虐待相談について、相談経路別にみると、約7割が「警察等」からなっています。相談全体の経路別受付状況（10ページ）では「警察等」は24%ですので、警察署からの通告は虐待相談が多いということが分かります。



相談経路 種別・児相別	都道府県				市町村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関		児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族					親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計			
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	里親	児童委員	虐待者本人			虐待者以外		親戚	近隣・知人	児童本人		その他		
																							父	母	その他	父	母						その他	
<b>総計</b>	<b>61</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>78</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>20</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>1,309</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	<b>2</b>	<b>180</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>13</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>93</b>	<b>15</b>	<b>18</b>	<b>1,908</b>
身体的	7	3	0	2	19	0	4	5	8	5	0	0	0	160	0	0	11	1	71	0	0	0	3	3	0	5	5	6	5	13	5	6	<b>350</b>	
性的	4	0	0	0	5	0	1	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	<b>22</b>
心理的	42	2	0	0	33	0	6	4	11	2	0	0	1	1,079	0	0	12	1	88	0	1	0	3	2	0	3	6	3	2	59	9	5	<b>1,377</b>	
ネグレクト	8	0	0	0	19	0	0	5	1	1	0	0	0	65	0	0	7	0	17	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	21	1	7	<b>159</b>	
<b>中央計</b>	<b>19</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>34</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>290</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>40</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>24</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>439</b>
身体的	1	0	0	0	8	0	0	0	1	1	0	0	1	49	0	0	1	0	15	0	0	0	0	1	0	2	2	1	3	2	1	2	<b>91</b>	
性的	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>10</b>
心理的	16	2	0	0	12	0	0	0	1	0	0	0	4	235	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	15	0	1	<b>303</b>	
ネグレクト	1	0	0	0	9	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	3	<b>35</b>	
<b>県中計</b>	<b>20</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>14</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>486</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>2</b>	<b>83</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>694</b>	
身体的	1	3	0	0	1	0	4	5	4	0	0	0	0	58	0	0	3	1	36	0	0	0	2	2	0	1	2	3	0	5	2	3	<b>136</b>	
性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>2</b>	
心理的	14	0	0	0	4	0	6	4	9	1	0	0	0	403	0	0	8	1	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2	3	<b>509</b>	
ネグレクト	5	0	0	0	2	0	0	3	1	0	0	0	0	24	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	<b>47</b>	
<b>会津計</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>28</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>144</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>40</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>31</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>300</b>	
身体的	2	0	0	2	8	0	0	0	1	4	0	0	0	15	0	0	0	0	13	0	0	1	0	0	2	1	2	0	1	2	1	<b>55</b>		
性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>		
心理的	4	0	0	0	13	0	0	0	0	1	0	0	0	121	0	0	0	0	25	0	1	0	3	2	0	1	5	3	1	24	7	1	<b>212</b>	
ネグレクト	0	0	0	0	7	0	0	2	0	0	0	0	0	8	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	2	<b>33</b>	
<b>浜計</b>	<b>16</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>389</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>18</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>475</b>	
身体的	3	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	38	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	<b>68</b>		
性的	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	<b>10</b>		
心理的	8	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	320	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	9	0	<b>353</b>		
ネグレクト	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	1	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	4	0	<b>44</b>		

(4) 虐待種別対応件数の推移

虐待種別ごとに平成26年度と令和5年度の対応件数を比較すると、心理的虐待は136件から1,377件と大きく増加しています。また、身体的虐待は123件から350件、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）は122件から159件、性的虐待は13件から22件とそれぞれ増加しています。



	(件)									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	123	141	195	224	287	397	365	392	392	350
心理的虐待	136	246	591	771	1,022	1,372	1,271	1,374	1,666	1,377
ネグレクト	122	127	154	162	214	229	205	195	175	159
性的虐待	13	15	16	20	26	26	30	24	23	22
計	394	529	956	1,177	1,549	2,024	1,871	1,985	2,256	1,908

※ 対応件数＝前年度未対応件数＋当年度受付件数－当年度未対応件数

(5) 令和5年度虐待相談の虐待種別・主な虐待者

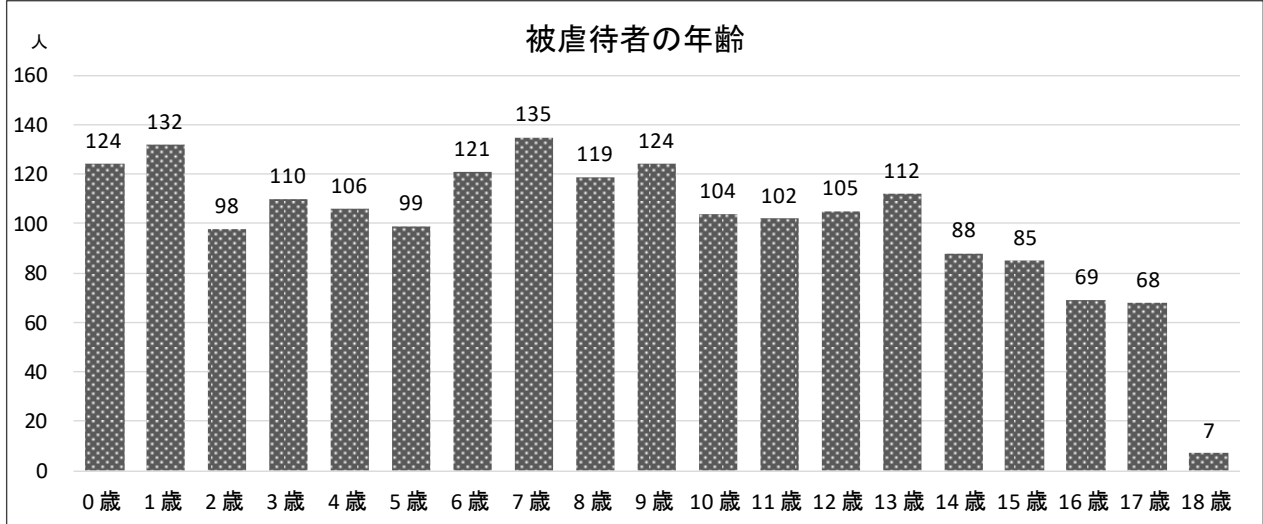
令和5年度での虐待相談における主な虐待者は、実父が907件と最も多く、次いで実母が753件、実父以外の父の141件となっています。

	県計					児相別内訳																			
						中央					県中					会津					浜				
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
実父	162	13	705	27	907	37	4	192	16	249	73	2	221	5	301	20	0	105	1	126	32	7	187	5	231
実父以外の父	36	4	101	0	141	11	2	28	0	41	15	0	36	0	51	1	0	7	0	8	9	2	30	0	41
実母	135	4	491	123	753	42	3	75	19	139	42	0	217	40	299	30	0	83	29	142	21	1	116	35	173
実母以外の母	3	0	6	2	11	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	1	0	0	2	3	1	0	3	0	4
その他	14	1	74	7	96	1	1	8	0	10	5	0	32	2	39	3	0	17	1	21	5	0	17	4	26
計	350	22	1,377	159	1,908	91	10	303	35	439	136	2	509	47	694	55	0	212	33	300	68	10	353	44	475

(6) 令和5年度被虐待者の年齢、虐待種別

被虐待者である児童を、年齢別にみたのが次のグラフです。

また、それをさらに虐待種別ごとに表したのが下表です。



被虐待者の年齢別・虐待種別の状況

虐待種別 年齢	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃等によるもの(再掲)	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	保護者以外のものによる虐待			計				
						棄児(再掲)	置き去り(再掲)	登校・登園の禁止(再掲)					
0歳	11	0	106	98	7	0	0	1	0	0	0	124	
1歳	8	0	113	90	11	0	0	1	0	0	0	132	
2歳	5	1	85	75	7	0	1	0	0	0	0	98	
3歳	14	0	84	74	12	0	0	0	0	0	0	110	
4歳	8	1	85	67	12	0	3	1	0	0	0	106	
5歳	14	1	72	60	12	1	1	0	0	1	0	99	
6歳	17	1	89	74	14	0	2	3	1	0	0	121	
7歳	29	1	96	80	9	0	3	0	2	0	0	135	
8歳	22	1	86	65	10	0	1	1	0	1	0	119	
9歳	27	2	88	74	7	0	4	0	0	0	0	124	
10歳	27	1	65	52	11	0	0	0	0	0	0	104	
11歳	26	1	67	47	8	0	1	0	2	0	0	102	
12歳	29	3	66	52	7	0	2	0	0	1	0	105	
13歳	29	2	72	54	9	0	1	1	0	0	0	112	
14歳	19	2	61	42	6	0	1	0	2	0	0	88	
15歳	24	3	52	33	6	0	0	0	1	2	0	85	
16歳	21	1	41	31	6	0	0	0	0	0	0	69	
17歳	19	1	43	35	5	0	0	0	0	2	0	68	
18歳	1	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	7	
<b>総計</b>	<b>350</b>	<b>22</b>	<b>1,377</b>	<b>1,109</b>	<b>159</b>	<b>1</b>	<b>20</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>1,908</b>	
管轄 児相別 (再掲)	(中央)	91	10	303	227	35	0	3	3	0	2	0	439
	(県中)	136	2	509	441	47	0	1	0	1	2	0	694
	(会津)	55	0	212	152	33	0	9	3	6	1	0	300
	(浜)	68	10	353	289	44	1	7	2	1	2	0	475

## 8 相談業務（調査・診断・判定・カウンセリング等）の状況

### （1）心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移

相談ケースが複雑化・多様化する傾向を反映して、カウンセリング等の専門的・継続的面接指導を実施するなど、密度の濃い相談指導に努めています。

虐待ケースにおいては、早期発見・早期対応に加え、再発防止及び家族再統合の取り組みが求められており、社会的養護の利用と併せて、こどもの心理的ケアや保護者支援プログラムの実施も含めた、専門的・継続的な支援体制の強化が重要です。

職種別にみた心理療法・カウンセリングの年度別実施件数の推移は、次のとおりです。

なお、令和4年度において、中央、県中及び会津の3児童相談所へ新たに保健師が配置され、令和5年度には浜児童相談所へも配置されたことから、「その他」が大幅に増加しています。

年度	医師	心理判定員	児童福祉司	その他	計
平成26年度	0	2,013	8,424	0	10,437
平成27年度	0	1,728	11,516	0	13,244
平成28年度	0	2,227	13,340	0	15,630
平成29年度	63	2,255	15,635	0	17,893
平成30年度	3	3,217	16,369	0	19,589
令和元年度	0	2,743	7,008	0	9,751
令和2年度	84	2,273	5,614	14	7,985
令和3年度	137	2,523	10,349	119	13,128
令和4年度	91	3,133	20,233	1,503	24,960
令和5年度	70	3,778	17,006	2,229	23,083

## 9 里親委託の状況

里親制度は、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを家庭内に預かり、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

里親には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組を希望する里親の4種類があります。

養育里親は、さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。専門里親は、養育里親のうち、虐待、非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。親族里親は、実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの扶養義務を持つ親族が子どもを養育する里親です。養子縁組里親は、養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親です。

### (1) 令和5年度里親委託の状況

令和5年度末現在の児相別の里親委託の状況は、次のとおりです。

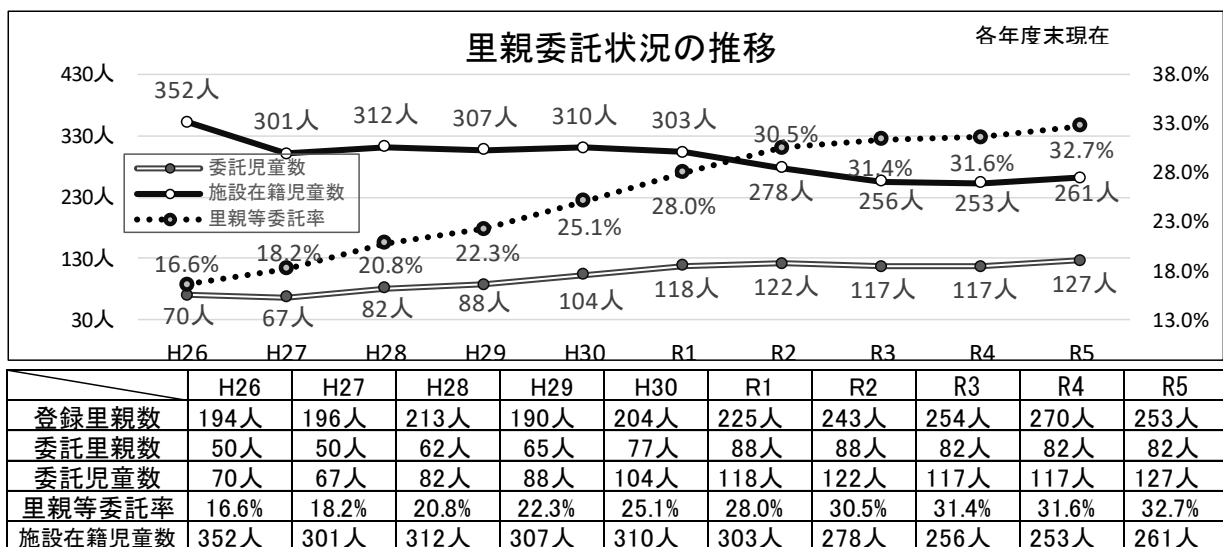
(世帯)

区分	児相別	計 (実数)	種別			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数	県計	270	227	7	8	126
	中央	59	53	1	1	24
	県中	103	81	4	5	52
	会津	46	34	1	0	15
	浜	62	59	1	2	35
委託されている里親数	県計	82	62	4	6	12
	中央	22	19	0	1	2
	県中	31	21	2	3	5
	会津	10	9	1	0	1
	浜	19	13	1	2	4

※「計(実数)」は、重複登録している里親もいるため、種別の合計数と合致しない。

### (2) 里親委託状況の推移

里親委託状況の10年間の推移です。平成26年度末での里親等委託率は16.6%だったところ、令和5年度末では32.7%となっており、年々増加が続いています。



※委託児童数には、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託児童数を含む

※施設在籍児童数は、乳児院及び児童養護施設の入所児童人数

※里親等委託率: [委託児童数 / (児童養護施設・乳児院・里親への措置・委託児童数) × 100]



(3) 令和5年度年齢別里親委託児童数

令和5年度における里親の種類別、児相別、年齢別の委託児童数は次表のとおりです。

種別		年齢																			計	(再掲)年齢階級別委託児童数					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳		19歳	計	3歳未満	3歳～6歳	7歳以上	計
県計	里親に委託された児童数	4	10	5	3	9	7	9	11	3	3	4	5	0	2	7	3	5	7	1	0	98	19	28	51	98	
	内訳	養育里親に委託された児童数	2	7	5	3	9	7	9	10	3	3	3	5	0	2	4	2	3	5	1	0	83	14	28	41	83
		専門里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	4	4
		親族里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	0	5	0	0	5	5
		養子縁組里親に委託された児童数	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	5	0	1	6
		ファミリーホームに委託された児童数	0	0	2	1	2	1	1	2	6	3	1	2	2	3	0	0	1	0	2	0	29	2	5	22	29
中央	里親に委託された児童数	2	4	2	1	5	2	4	1	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	27	8	12	7	27	
内訳	養育里親に委託された児童数	2	4	2	1	5	2	4	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	26	8	12	6	26	
	専門里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	親族里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	
	養子縁組里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ファミリーホームに委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	0	1	0	8	0	0	8	8	
県中	里親に委託された児童数	1	2	0	1	2	3	2	5	0	3	0	2	0	2	2	2	2	5	0	0	34	3	8	23	34	
	内訳	養育里親に委託された児童数	0	0	0	1	2	3	2	4	0	3	0	2	0	2	1	1	2	4	0	0	27	0	8	19	27
		専門里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
		親族里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	2	2
		養子縁組里親に委託された児童数	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3
		ファミリーホームに委託された児童数	0	0	0	1	2	0	0	1	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	3	9	12
会津	里親に委託された児童数	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	10	3	0	7	10	
	内訳	養育里親に委託された児童数	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	9	3	0	6	9
		専門里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
		親族里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		養子縁組里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ファミリーホームに委託された児童数	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	3
浜	里親に委託された児童数	1	3	1	1	2	2	3	4	1	0	1	1	0	0	2	1	2	2	0	0	27	5	8	14	27	
	内訳	養育里親に委託された児童数	0	2	1	1	2	2	3	4	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	21	3	8	10	21
		専門里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
		親族里親に委託された児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	2	2
		養子縁組里親に委託された児童数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	0	1	3
		ファミリーホームに委託された児童数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	6	1	1	4	6

10 一時保護の状況

家庭の事情などにより、児童の安全を迅速に確保する必要がある場合や、児童に対する適切な援助指針を定めるために、行動観察、生活指導等を行う必要がある場合は、一時保護を行うことができます。一時保護は、一時保護所への保護と里親や児童福祉施設等への一時保護委託があります。県内では4児童相談所にそれぞれ一時保護所を設けています。

(1) 令和5年度一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況

ア 一時保護所での保護

令和5年度における各一時保護所の状況は、次表のとおりです。

		前年度末保護	受付(年度中)					対応(年度中)										年度末継続保護	
			0 5 歳	6 5 1 1 歳	1 2 5 1 4 歳	1 5 歳 以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	送 他 の 児 相 ・ 機 関 に 移	家 裁 送 致	帰 宅	そ の 他	計	(再掲) 職 権 に よ る 一 時 保 護	護 2 か 月 を 超 え て 一 時 保 護 した 件 数 (再掲)	延 べ 日 数		
県計	養護	虐待	12	28	87	32	23	170	22	5	4	0	129	13	173	23	18	5,225	9
		その他	2	20	28	25	25	98	15	1	5	0	67	8	96	2	3	2,221	4
	障害	0	0	0	2	1	3	1	0	0	0	2	0	3	0	1	137	0	
	非行	2	0	1	23	16	40	7	0	2	1	25	4	39	1	0	810	3	
	育成	6	0	11	14	19	44	6	1	1	0	30	6	44	4	1	1,089	6	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	48	127	96	84	355	51	7	12	1	253	31	355	30	23	9,482	22	
中央	養護	虐待	3	1	30	8	6	45	5	1	2	0	38	1	47	0	1	1,151	1
		その他	1	2	5	2	3	12	2	0	1	0	9	0	12	0	1	182	1
	障害	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	20	0	
	非行	0	0	0	5	3	8	2	0	0	0	6	0	8	0	0	195	0	
	育成	1	0	4	4	6	14	3	1	0	0	8	1	13	0	0	311	2	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	5	3	39	20	18	80	13	2	3	0	61	2	81	0	2	1,859	4		
県中	養護	虐待	3	11	17	5	9	42	5	1	0	0	27	8	41	19	8	1,644	4
		その他	1	8	9	8	13	38	4	0	0	0	29	4	37	2	1	1,086	2
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	39	0	
	非行	0	0	0	5	2	7	0	0	2	0	4	0	6	1	0	66	1	
	育成	3	0	5	2	7	14	1	0	1	0	11	2	15	4	1	416	2	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	7	19	31	21	31	102	10	1	3	0	72	14	100	26	10	3,251	9		
会津	養護	虐待	2	7	26	15	4	52	8	1	2	0	41	0	52	0	5	1,334	2
		その他	0	1	3	4	1	9	2	0	0	0	6	1	9	0	1	311	0
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行	1	0	1	7	6	14	2	0	0	0	9	2	13	0	0	341	2	
	育成	2	0	0	3	4	7	2	0	0	0	7	0	9	0	0	151	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	5	8	30	29	15	82	14	1	2	0	63	3	83	0	6	2,137	4		
浜	養護	虐待	4	9	14	4	4	31	4	2	0	0	23	4	33	4	4	1,096	2
		その他	0	9	11	11	8	39	7	1	4	0	23	3	38	0	0	642	1
	障害	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	78	0	
	非行	1	0	0	6	5	11	3	0	0	1	6	2	12	0	0	208	0	
	育成	0	0	2	5	2	9	0	0	0	0	4	3	7	0	0	211	2	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	5	18	27	26	20	91	14	3	4	1	57	12	91	4	5	2,235	5		

イ 一時保護委託

令和5年度における一時保護委託の状況は、次表のとおりです。

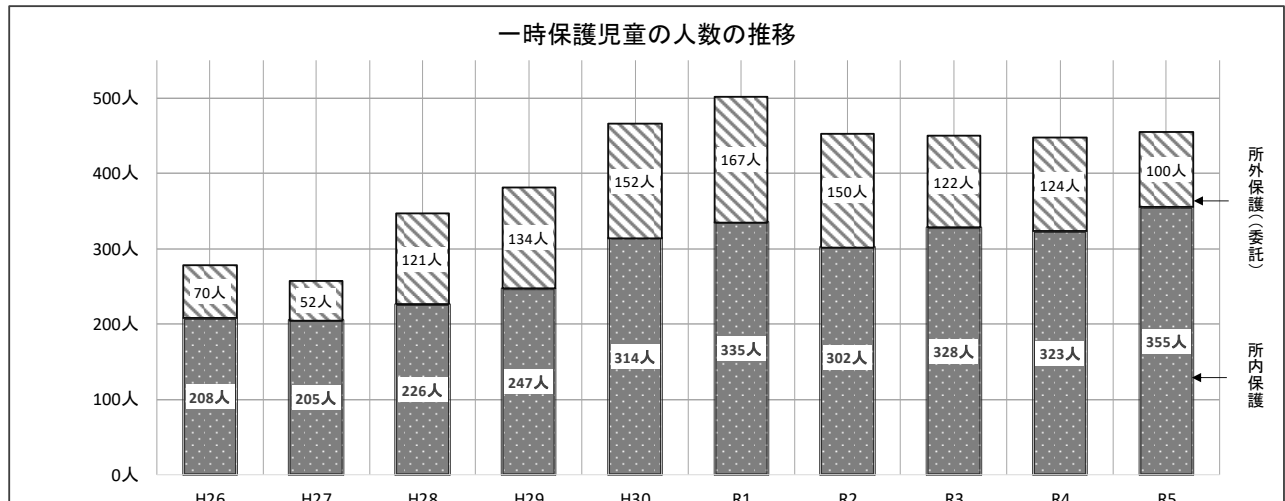
		前年度未継続保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)										対応(年度中)													
			0	6	12	15	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児施設	その他の施設	里親	その他	延べ日数	当年度未継続保護	児童福祉施設入所	里親委託	他の児相・機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	計	職権による一時保護(再掲)	2か月超の一時保護(再掲)				
			5	1	5	歳以上																					計			
県計	養護	虐待	1	35	6	0	0	41	0	3	4	0	0	2	0	20	9	38	1,091	4	8	5	4	0	11	10	38	4	2	
		その他	2	43	10	4	3	60	0	5	2	0	0	3	0	38	8	56	1,516	6	4	13	6	0	20	13	56	1	4	
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
	非行	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	14	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	
	育成	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	188	0	1	1	0	0	0	1	3	0	1	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	78	17	6	6	107	0	8	6	0	0	6	0	59	21	100	2,820	11	13	19	10	0	33	25	100	5	7		
中央	養護	虐待	0	8	3	0	0	11	0	0	1	0	0	1	0	6	3	11	243	0	2	2	4	0	2	1	11	0	0	
		その他	0	17	3	0	0	20	0	2	0	0	0	0	0	13	2	17	431	3	2	5	5	0	2	3	17	0	1	
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
	育成	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	67	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	25	7	1	1	34	0	2	1	0	0	1	0	20	7	31	745	3	5	8	9	0	5	4	31	0	1		
県中	養護	虐待	0	13	0	0	0	13	0	0	3	0	0	0	0	2	4	9	330	4	2	1	0	0	1	5	9	1	0	
		その他	1	9	5	0	2	16	0	2	1	0	0	2	0	8	1	14	358	3	0	2	0	0	9	3	14	0	0	
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育成	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	121	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1		
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	22	5	0	2	29	0	2	4	0	0	2	0	10	6	24	809	7	2	3	0	0	10	9	24	1	1		
会津	養護	虐待	1	9	2	0	0	11	0	3	0	0	0	1	0	7	1	12	405	0	4	0	0	0	4	4	12	0	2	
		その他	0	2	1	1	0	4	0	0	1	0	0	1	0	2	0	4	260	0	0	2	0	0	1	1	4	0	2	
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	11	3	1	1	16	0	3	1	0	0	2	0	9	1	16	665	1	4	2	0	0	5	5	16	0	4		
浜	養護	虐待	0	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	113	0	0	2	0	0	4	0	6	3	0	
		その他	1	15	1	3	1	20	0	1	0	0	0	0	0	15	5	21	467	0	2	4	1	0	8	6	21	1	1	
	障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0		
	非行	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0		
	育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	20	2	4	2	28	0	1	0	0	0	1	0	20	7	29	601	0	2	6	1	0	13	7	29	4	1		

(2) 一時保護の推移

ア 一時保護児童数の推移

一時保護児童の人数の年度別推移は、次の図表のとおりです。

所内保護、所外保護（委託）の合計人数は、平成26年度では278人だったところ、令和5年度では455人と、約1.64倍に増加しています。



		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
合計		278人	割合	257人	割合	347人	割合	381人	割合	466人	割合	502人	割合	452人	割合	450人	割合	447人	割合	455人	割合
内訳	所内保護	208人	74.8%	205人	79.8%	226人	65.1%	247人	64.8%	314人	67.4%	335人	66.7%	302人	66.8%	328人	72.9%	323人	72.3%	355人	78.0%
	所外保護(委託)	70人	25.2%	52人	20.2%	121人	34.9%	134人	35.2%	152人	32.6%	167人	33.3%	150人	33.2%	122人	27.1%	124人	27.7%	100人	22.0%

イ 一時保護児童（所内+所外）の対応状況と保護日数の推移

一時保護の対応状況の年度別推移は、次表のとおりです。

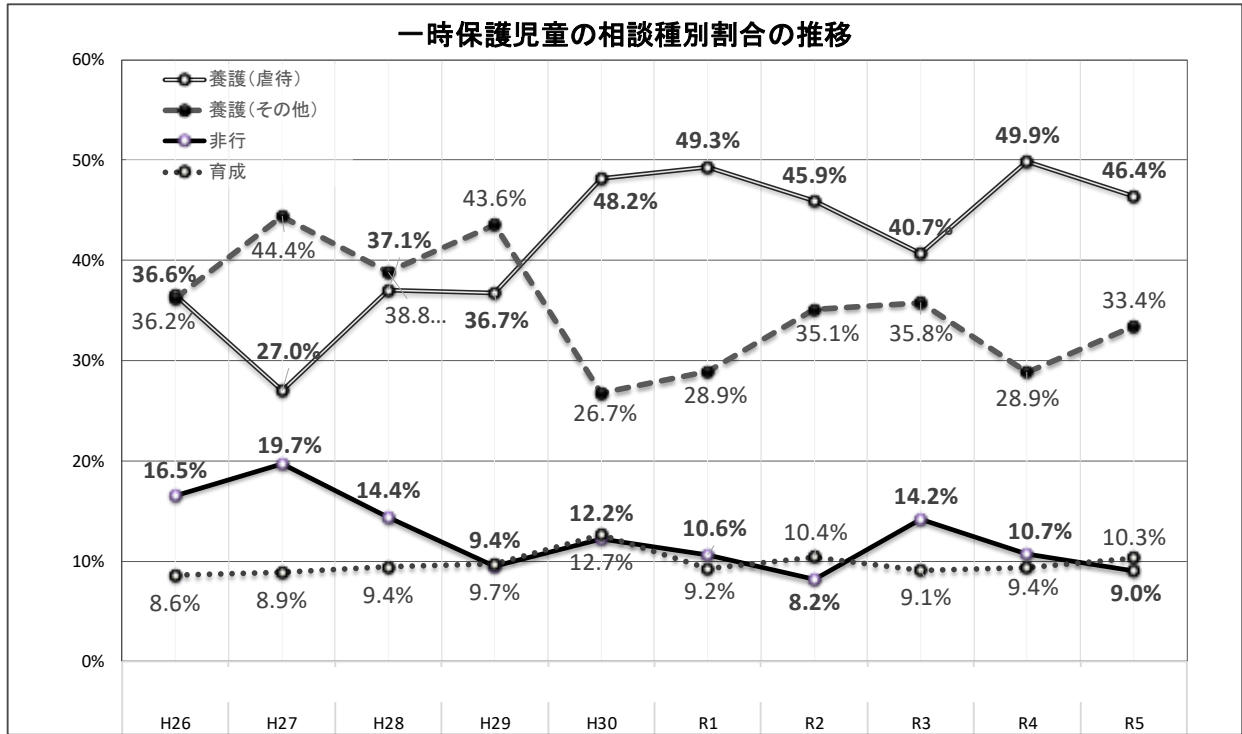
施設入所の割合は、平成26年度では全体の29.0%だったところ、令和5年度では14.1%と、この10年間で大きく低下しました。

	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
施設入所	81人	29.0%	55人	21.2%	96人	28.2%	78人	20.5%	86人	19.8%	75人	14.5%	63人	13.6%	76人	16.9%	67人	15.0%	64人	14.1%
里親委託	14人	5.0%	8人	3.1%	22人	6.5%	27人	7.1%	30人	6.9%	47人	9.1%	45人	9.7%	31人	6.9%	16人	3.6%	26人	5.7%
他児相に移送	23人	8.2%	12人	4.6%	13人	3.8%	18人	4.7%	21人	4.8%	15人	2.9%	23人	5.0%	32人	7.1%	29人	6.5%	22人	4.8%
家裁送致	1人	0.4%	2人	0.8%	2人	0.6%	1人	0.3%	3人	0.7%	1人	0.2%	1人	0.2%	3人	0.7%	4人	0.9%	1人	0.2%
帰宅	141人	50.5%	156人	60.2%	180人	52.9%	201人	52.8%	208人	47.9%	298人	57.4%	275人	59.5%	259人	57.6%	263人	58.8%	286人	62.9%
その他	19人	6.8%	26人	10.0%	27人	7.9%	56人	14.7%	86人	19.8%	83人	16.0%	55人	11.9%	49人	10.9%	68人	15.2%	56人	12.3%
計	279人	100.0%	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%	447人	100.0%	455人	100.0%
延べ日数	7,825日		9,471日		8,123日		11,781日		11,982日		13,337日		15,286日		14,326日		12,435日		12,302日	
一人当たり平均日数	28.0日		36.6日		23.9日		30.9日		27.6日		25.7日		33.1日		31.8日		27.8日		27.0日	

ウ 一時保護児童（所内+所外）の相談種別割合の推移

一時保護の相談種別の年度別推移は、次の図表のとおりです。

全体に占める虐待の割合は、平成26年度では36.6%でしたが、令和5年度では46.4%と大きく増加している一方、非行は16.5%から9.0%と低下しています。



	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
養護(虐待)	102人	36.6%	70人	27.0%	126人	37.1%	140人	36.7%	209人	48.2%	256人	49.3%	212人	45.9%	183人	40.7%	223人	49.9%	211人	46.4%
養護(その他)	101人	36.2%	115人	44.4%	132人	38.8%	166人	43.6%	116人	26.7%	150人	28.9%	162人	35.1%	161人	35.8%	129人	28.9%	152人	33.4%
障害	3人	1.1%	0人	0.0%	1人	0.3%	2人	0.5%	1人	0.2%	3人	0.6%	2人	0.4%	1人	0.2%	4人	0.9%	4人	0.9%
非行	46人	16.5%	51人	19.7%	49人	14.4%	36人	9.4%	53人	12.2%	55人	10.6%	38人	8.2%	64人	14.2%	48人	10.7%	41人	9.0%
育成	24人	8.6%	23人	8.9%	32人	9.4%	37人	9.7%	55人	12.7%	48人	9.2%	48人	10.4%	41人	9.1%	42人	9.4%	47人	10.3%
保健・その他	3人	1.1%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	7人	1.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.2%	0人	0.0%
計	279人	100.0%	259人	100.0%	340人	100.0%	381人	100.0%	434人	100.0%	519人	100.0%	462人	100.0%	450人	100.0%	447人	100.0%	455人	100.0%

## Ⅲ 児童相談所の事業

### 1 児童虐待防止対策

児童虐待の未然防止及び虐待ケースへの迅速かつ適切な対応に向けた取り組みを実施しています。

#### (1) 児童虐待ケース対応強化事業

増加する児童虐待相談について、児童相談所の専門的機能を強化するため、各児童相談所に弁護士、医師（法医学、精神医学）、心理学者等の児童虐待対応専門員を配置しています。

令和5年度においては、次のとおり相談やカウンセリング等を実施しました。

児相	実施日	場 所	講師・助言者
中央	令和5年8月23日	中央児童相談所	弁護士 関根 未希
	令和5年9月21日	福島県立医科大学	医師 加藤 菜穂
	令和5年10月25日	あぶくま法律事務所	弁護士 関根 未希
	令和6年1月30日	中央児童相談所	弁護士 関根 未希
県中	令和5年4月25日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美
	令和5年8月25日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美
	令和5年11月8日	福島県立医科大学	医師 原田 一樹
	令和6年1月24日	県中児童相談所	弁護士 熊坂 奈緒美
会津	令和5年7月31日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇
	令和5年10月30日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇
	令和5年12月19日	竹田総合病院	医師 原田 一樹
	令和6年3月4日	会津児童相談所	弁護士 櫛田 崇
	令和6年3月6日	会津児童相談所	医師 原田 一樹
浜	令和5年6月6日	郵送	医師 加藤 菜穂
	令和5年8月31日	四ツ葉法律事務所	弁護士 永山 健太郎
	令和5年11月8日	四ツ葉法律事務所	弁護士 永山 健太郎
	令和6年2月20日	いわき育英舎	福島大学特任教授 安部 郁子
	令和6年3月6日	浜児童相談所	弁護士 永山 健太郎

(2) 学校等との連携強化事業

児童虐待の防止及び早期発見、迅速な対応に向けて、虐待を発見しやすい立場にある教職員等を対象として、児童虐待への対応に関する研修の機会を設けています。

令和5年度においては、次のとおり研修会を開催しました。

児相	実施日	場所	研修会名	対象	内容(議題)
中央	令和5年8月9日	福島市市民会館	児童虐待対応地域協力体制強化研修会	県北地区の学校関係者	・学校における虐待対応の基本について
					・事例検討、グループワーク
					・質疑応答
県中	令和5年8月8日	県中児童相談所	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	県中・県南地区の学校関係者	・児童虐待の現状と対応について
					・子どもからの聞き取りのポイント
					・事例検討
会津	令和5年11月20日	南会津保健福祉事務所	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	南会津地区の学校関係者	児童虐待の現状と対応について
					事例紹介・事例検討
	令和5年11月27日	北会津公民館	児童虐待防止に係る学校等との連携強化研修会	会津地区の学校関係者	児童虐待の現状と対応について
					事例紹介・事例検討
					質疑応答
浜	令和5年7月28日	いわき合同庁舎	学校等との児童虐待対策研修会	いわき地区の学校関係者	・講義「学校等における児童虐待対応について」
					・事例検討
	令和5年8月2日	原町区福祉会館	学校等との児童虐待対策研修会	相双地区の学校関係者	・講義「学校等における児童虐待対応について」
					・事例検討
					・ロールプレイ(性的虐待対応)
					・ロールプレイ(性的虐待対応)

2 児童福祉施設連絡協議会

県内の児童福祉施設職員と児童相談所職員が一堂に会し、研修・協議・情報交換等を行うことにより、児童福祉を取り巻く課題について共通理解を深めるとともに、関係機関の連携の下、児童の処遇向上を図ることを目的とした連絡協議会を設置しています。

協議会は、養護部会と障がい部会の2つの部会で構成され、それぞれ毎年度会議を開催して協議、情報交換等を行っています。

令和5年度においては、次のとおり会議を開催しました。

【養護部会】

期 日 令和5年7月11日(火)

会 場 福島県県中児童相談所 会議室

出席者 児童養護施設等職員9名、本庁児童家庭課職員2名、児童相談所職員10名

【障がい部会】

期 日 令和5年7月18日(月)

会 場 福島県県中児童相談所 会議室

出席者 障害児入所施設等職員9名、本庁児童家庭課職員1名、児童相談所職員10名

### 3 児童福祉施設訪問調査

児童福祉施設に入所している児童の実情を把握するとともに、施設及び関係機関と情報交換を図り、児童支援の適正化と児童の個人的・社会的自立の促進に資することを目的として、毎年度、児童が入所している施設への訪問調査を実施しています。

本県児童が入所している全施設を対象とし、児童養護施設は4児童相談所による合同調査、それ以外の施設については各児童相談所がそれぞれ実施することを基本としています。

児童養護施設については、原則、施設に宿泊して2日間の日程で実施することとし、施設職員からの児童の状況に関する聞き取りや情報交換、児童との面接等を行っています。また、児童が通学する学校を訪問して教職員との面談も行っています。

○ 実施機関

中央児童相談所、県中児童相談所、会津児童相談所、浜児童相談所

○ 対象施設

- (1) 実施機関から児童を措置されている児童福祉施設、指定発達支援医療機関
- (2) 契約によって児童が入所している障害児入所施設、指定発達支援医療機関

令和5年度における訪問調査の実績は、次のとおりです。

【令和5年度実績】

施設区分		施設数	調査対象児童数		
			措置	契約	計
乳児院		1施設	4人	0人	4人
児童養護施設		8施設	257人	0人	257人
障害児入所施設等		13施設	88人	87人	175人
児 相 別 内 訳	中央	10施設	34人	13人	47人
	県中	8施設	31人	36人	67人
	会津	8施設	15人	20人	35人
	浜	10施設	8人	18人	26人
合 計		22施設	349人	87人	436人



## 4 職員研修

近年、児童相談所への相談件数は増加傾向を続けていることに加え、相談内容の複雑化・多様化により児童虐待相談等の対応困難な事例も増加しています。そのため、相談に対応する職員は、高度な専門的対応力が求められています。

そこで、毎年度、計画的に専門研修を開催するとともに、県外専門機関等が開催する研修にも職員を派遣し、職員の職務遂行能力の向上を図っています。

### (1) 児童相談所部門別研修会

児童相談所職員の部門別（職種別）研修会を毎年度開催しています。

令和5年度の開催実績は、次のとおりです。

#### ア 児童福祉司部門

期 日 令和5年12月6日（水）

会 場 県中児童相談所 会議室

受講人数 17名

内 容 ① 協議・情報交換

② 講義 「パーソナリティ障害の特徴と対応」

講師 会津こころと脳のクリニック院長 後藤 大介 先生

#### イ 児童心理司部門

期 日 令和6年1月19日（金）

会 場 中央児童相談所 大会議室

受講人数 29名（うち施設職員5名）

内 容 ① 協議・情報交換

② 講義 「ゲーム障害とネット依存の実態と対応」

講師 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

三原 聡子 氏

#### ウ 一時保護部門

期 日 令和6年1月23日（火）

会 場 中央児童相談所

受講人数 6名

内 容 ① グループワーク

② ロールプレイ

### (2) 面接スキル研修会

相談内容の複雑化、多様化や、児童虐待相談等の対応困難な事例が増加していることから、毎年度、職員の面接スキルの向上を目的とした研修会を開催しています。

令和5年度の開催実績は、次のとおりです。

**ア 面接スキルトレーニング・事例検討研修**

対象者 児童相談所勤務がおおむね3年以内の職員  
期 日 令和5年7月28日（金）  
会 場 中央児童相談所 大会議室  
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授  
受講人数 12名

**イ 面接スキルトレーニング・事例検討スーパーバイザー研修**

対象者 児童相談所勤務がおおむね5年以上の職員  
期 日 令和5年9月22日（金）  
会 場 中央児童相談所 大会議室  
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授  
受講人数 11名

**(3) 児童虐待ケース対策研修会**

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加に加え、相談内容も困難な事例が増加しているため、児童相談所における相談機能の強化が求められています。

そこで、毎年度、児童虐待ケースへの対応能力を養成する研修会を開催しています。

令和5年度の開催実績は、次のとおりです。

**ア ペアレントトレーニング研修**

対象者 児童相談所職員  
期 日 令和6年2月1日（木）、2月2日（金）、2月6日（火）  
会 場 県中児童相談所 会議室  
講 師 中央児童相談所 佐藤 早苗 所長  
受講人数 10名

**イ ソリューション・フォーカスト・アプローチ研修**

対象者 児童相談所職員  
期 日 令和5年11月2日（木）  
会 場 中央児童相談所 大会議室  
講 師 福島学園 横山 秀和 学園長  
受講人数 15名

**ウ 事例検討研修**

対象者 児童相談所職員  
期 日 令和5年11月13日（月）  
会 場 中央児童相談所 大会議室  
講 師 福島大学人間発達文化学類 安部 郁子 特任教授  
受講人数 17名

(4) 児童相談所職員専門性向上研修

相談内容の複雑化、多様化や、児童虐待相談等の対応困難な事例が増加しており、相談に対応する児童相談所の職員は高度な専門的対応が求められています。

他方、児童相談所においては、国の「児童虐待防止対策強化プラン」等に基づく体制強化の一環として、全国的に児童福祉司等専門職員の大幅な増員が進んでおります。

そのため、本県では若手職員の専門性を早期に高めるため、令和4年度から中央児童相談所へ研修企画担当職員を配置し、新規事業「児童相談所職員人材育成推進事業」による専門性向上研修を計画的に開催して人材育成に取り組んでおります。

令和5年度においては、専門性向上研修を次のとおり計13回開催しました。

令和5年度児童相談所職員専門性向上研修開催実績

回	開催期日	テーマ	講師	受講人数
第1回	令和5年6月8日	PARSについて	中央児童相談所 判定課長 宍戸府子	18名
第2回	令和5年6月15日	インターネット等の被害の実態と対応について	福島県消費生活センター 岡崎相談員	19名
第3回	令和5年7月21日	ライフストーリーワークの実践	児童養護施設 子供の家 檜原真也	30名
第4回	令和5年8月3日	子どもの性的虐待の理解と初期対応	立正大学社会福祉学部 鈴木浩之准教授	20名
第5回	令和5年8月22日	SVの役割	東京都児童相談センター 児童相談専門員 影山孝	19名
第6回	令和5年9月4日	相談援助職の記録の書き方	アアライ株式会社 代表取締役 八木亜紀子	21名
第7回	令和5年9月12日	ASD(疑い含む)のこどもたちへの支援	特定非営利活動法人わくわく ネットいわき 新妻陽子	25名
第8回	令和5年10月17日	ジェノグラムの活用について	埼玉県立大学保健医療福祉学部 大塚斉教授	24名
第9回	令和6年2月16日	性加害、性問題行動への対応	国立武蔵野学院 心理療法士 相澤林太郎	35名
第10回	令和5年12月12日	子供の行動観察について	一般社団法人福島県精神保健 福祉協会 川島慶子	21名
第11回	令和5年12月22日	損傷論及び損傷の評価方法	福島県立医科大学 法医学講座 原田一樹教授	35名
第12回	令和6年2月8日	参加者主体の研修を目指して	西日本こども研修センターあかし 研修事業課長 三木馨	18名
第13回	令和6年2月27日	感染対策について	福島県立医科大学附属病院感染 制御部 看護師長 小針朱子	21名
			受講者計	306名

(5) 児童相談所新任職員研修会（前期）、（後期）

令和5年度において新たに児童相談所に配属された職員を対象とした研修会を、前期と後期の2回開催しました。

ア 児童相談所新任職員研修会（前期）

職務の円滑な遂行を図ることを目的として、専門業務遂行上必要な知識や技術に関する指導、訓練を行いました。

期 日 令和5年4月26日（水）～27日（木）  
 会 場 中央児童相談所 大会議室  
 内 容 児童相談所の業務に関連する講義、演習  
 講 師 児童相談所職員  
 受講人数 24名

イ 児童相談所新任職員研修会（後期）

期 日 令和5年10月13日（金）  
 会 場 中央児童相談所 大会議室  
 内 容 ① 所長講話  
           ② 講義「先輩の体験談から学ぶ」  
           ③ グループ討議  
 講 師 児童相談所職員  
 受講人数 17名

(6) 派遣研修

職務に必要な専門知識の習得を目的として、例年、他機関・団体が主催する研修に各児童相談所の職員を派遣しています。

令和5年度における主な派遣先は、次のとおりです。

・ 子どもの虹情報研修センター	・ 明治安田こころの健康財団
・ 西日本こども研修センターあかし	・ 日本文化科学社
・ 国立武蔵野学院	・ 岩手医科大学医学部
・ 国立保健医療科学院	・ 日本福祉大学

## 5 里親制度の推進

各児童相談所に里親担当児童福祉司及び里親コーディネーターを配置し、里親制度を押し進めています。

### (1) 里親関係研修

里親の登録を希望する方や、現に里親として登録を受けている方を対象として、各児童相談所において次の研修を行いました。

- ① 養育里親・養子縁組里親登録前研修
- ② 養育里親・養子縁組里親更新研修
- ③ 里親トレーニング事業（里親応用研修）
- ④ 専門里親更新研修（中央児童相談所のみで開催）

### (2) 里親入門講座

社会的養護を必要とする児童の受け皿となる里親制度について、県民の理解を広め、里親に関心を持っていただくとともに、里親の新規開拓を目的として、各児童相談所が「里親入門講座」を開催しました。

令和5年度における児童相談所ごとの開催内容は、次表のとおりです。

児童相談所	開催期日	開催場所	内 容
中央児童相談所 (第1回)	令和5年10月19日(木)	伊達中央交流館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「里親ってなあに?～里親制度を学ぼう」</li> <li>・里親体験談</li> </ul>
中央児童相談所 (第2回)	令和5年10月24日(火)	福島市市民会館	
県中児童相談所	令和5年10月18日(火)	県中児童相談所内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「知っていますか?里親制度について」</li> <li>・養育里親による体験談</li> </ul>
会津児童相談所	令和5年10月24日(火)	会津若松市北会津支所(ピカソホール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「里親制度等について」</li> <li>・里親による体験談(インタビュー形式)</li> </ul>
浜児童相談所 (いわき地区)	令和5年10月13日(金)	浜児童相談所内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「里親制度について」</li> <li>・里親体験記(対談形式)</li> </ul>
浜児童相談所 (相双地区)	令和5年10月27日(金)	南相馬合同庁舎南庁舎	

**(3) 里親制度啓発活動「One Love キャンペーン」**

こども家庭庁は毎年10月を「里親月間」と位置づけ、里親制度に対する理解を進めるための集中的な広報啓発を実施することとしています。それに合わせて県内児童相談所においても、街なかで啓発グッズを配布するなど街頭啓発活動を実施しています。

令和5年度における児童相談所ごとの実施内容は、次のとおりです。

児童相談所	開催期日	開催場所	備考
中央児童相談所	令和5年10月15日（土）	福島市野田ヨークタウン	
県中児童相談所	令和5年10月24日（火）	ザ・モール郡山 (AM) ヨークベニマル桑野店 (PM)	
会津児童相談所	令和5年10月12日（木）	MEGAドン・キホーテUTY 会津若松店	
浜児童相談所 (いわき地区)	令和5年10月13日（金）	大熊町学びの森	「ふたばワールド2023 in大熊」へブース出展
浜児童相談所 (相双地区)	令和5年10月19日（木）	マルト湯本SC店 (AM) ヨークベニマル原町西店 (PM)	

**(4) 里親への支援等**

各児童相談所においてレスパイト・ケア（※）事業を実施し、里親が行う委託児童の養育を支援しています。また、里親への家庭訪問を行い、養育の状況を把握するとともに、里親への助言も行っています。

※ レスパイト・ケア：委託児童を養育している里親が、休息をとるために援助を必要とする場合等において、一時的に他の里親やファミリーホーム又は乳児院、児童養護施設などで当該児童を預かることにより、里親が行う委託児童の養育を支援すること

**6 市町村との連携、市町村支援**

児童福祉法の規定により、都道府県は、市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、情報提供、職員の研修その他必要な援助等を行うこととされており、第一義的な相談窓口となる市町村と県（児童相談所）との連携は、児童福祉の推進において欠かすことができません。

そのため、各児童相談所では、毎年度、管内市町村担当者会議を開催し、協議、情報交換等を行っています。

令和5年度における児童相談所ごとの市町村担当者会議の開催状況は、次のとおりです。

**【中央児童相談所】**

- ・会議名称 令和5年度市町村児童相談担当者会議（第1回）

- ・開催期日 令和5年5月19日（金）
- ・開催会場 中央児童相談所 大会議室
- ・出席市町村数 8（県北保健福祉事務所も出席）
- ・議題 ① 児童相談所の業務説明 ② 令和4年度の相談件数及び相談の傾向  
③ 各市町村、児童相談所との協議・情報交換  
④ 講義、グループワーク「児童虐待の初期対応について」
  
- ・会議名称 令和5年度市町村児童相談担当国会議（第2回）
- ・開催期日 令和5年10月5日（木）
- ・開催会場 中央児童相談所 大会議室
- ・出席市町村数 7（県北保健福祉事務所も出席）
- ・議題 ① 実践報告「在宅支援共通アセスメントプランニングシートを活用した要対協の運営について」  
② 事例検討、グループワーク「特定妊婦ケースのアセスメントと支援計画について～在宅支援共通アセスメントプランニングシートの活用～」  
③ 協議・情報交換
  
- ・会議名称 令和5年度市町村児童相談担当国会議（第3回）
- ・開催期日 令和6年1月29日（木）
- ・開催会場 県北保健福祉事務所 大会議室
- ・出席市町村数 （県北保健福祉事務所も出席）
- ・議題 ① 演習「こども家庭相談におけるサポートプランの作成について」  
② 協議・情報交換

#### 【県中児童相談所】

- ・会議名称 令和5年度市町村児童福祉担当国会議（第1回）
- ・開催期日 令和5年6月2日（金）
- ・開催会場 県中児童相談所 会議室
- ・出席市町村数 22
- ・議題 ① 児童相談所説明（業務概要と市町村援助活動について、児童虐待について ほか）  
② グループ討議（事例検討）
  
- ・会議名称 令和5年度市町村児童福祉担当国会議（第2回、県中・県南町部）
- ・開催期日 令和6年1月16日（火）
- ・開催会場 鏡石町健康福祉センターほがらかん 会議室
- ・出席市町村数 11
- ・議題 ① 実践報告（南会津町）  
② グループ討議（こども家庭センター整備状況について、ケース進行管理について ほか）

- ・ 会議名称 令和5年度市町村児童福祉担当者会議（第3回、県中・県南村部）
- ・ 開催期日 令和6年1月26日（金）
- ・ 開催会場 須賀川市役所 ウルトラ会議室
- ・ 出席市町村数 7
- ・ 議 題 ① 実践報告（西会津町）  
② グループ討議（こども家庭センター整備状況について、ケース進行管理についてほか）
  
- ・ 会議名称 令和5年度市町村児童福祉担当者会議（浜児相管内の町村部）
- ・ 開催期日 令和6年1月30日（火）
- ・ 開催会場 富岡町文化交流センター学びの森 大会議室
- ・ 出席市町村数 8
- ・ 議 題 ① 実践報告（飯舘村）  
② グループ討議（要対協について、こども家庭センター整備について）  
③ グループ討議（いわき市、相双地区の避難児童の現状等）

#### 【会津児童相談所】

- ・ 会議名称 令和5年度第1回市町村児童家庭相談担当者会議
- ・ 開催期日 令和5年5月30日（火）
- ・ 開催会場 道の駅あいづ湯川・会津坂下 会議室
- ・ 出席市町村数 15（会津保健福祉事務所も出席）
- ・ 議 題 ① 会津児童相談所の令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画について  
② 要保護児童対策地域協議会の運営実績報告（喜多方市）及び虐待通告対応事例報告（会津児童相談所） ③ 協議・情報交換
  
- ・ 会議名称 令和5年度第2回市町村児童家庭相談担当者会議
- ・ 開催期日 令和6年2月6日（火）
- ・ 開催会場 会津保健福祉事務所 会議室1・2
- ・ 出席市町村数 12（会津保健福祉事務所も出席）
- ・ 議 題 ① こども家庭センターの開設準備について（実践報告、意見交換）  
② 支援プランの作成状況とサポートプランの準備状況について（実践報告等）

#### 【浜児相相談所】

- ・ 会議名称 令和5年度第1回市町村児童家庭相談担当者会議
- ・ 開催期日 令和5年5月23日（火）
- ・ 開催会場 いわき市文化センター
- ・ 対象市町村数 13
- ・ 議 題 ① 市町村子ども家庭支援のあり方及び実務について  
② 事例検討と情報交換



## 7 児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議

児童虐待事案に対する迅速、適切な対応を図るためには、関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、各児童相談所と管轄の警察署及び検察庁（支部）で連絡会議を設置して毎年度会議を開催し、児童虐待や非行問題等についての協議、情報交換等を行っています。

令和5年度における各連絡会議の開催状況は、次のとおりです。

### 【中央児童相談所】

- ・ 会議名称 令和5年度児童相談所と警察署及び検察庁との連絡会議
- ・ 開催期日 令和5年6月20日（火）
- ・ 開催会場 中央児童相談所 大会議室

### 【県中児童相談所】

- ・ 会議名称 令和5年度管内警察署、検察庁及び県中児童相談所の連絡会議
- ・ 開催期日 令和5年6月2日（金）
- ・ 開催会場 県中児童相談所 会議室

### 【会津児童相談所】

- ・ 会議名称 令和5年度会津児童相談所と管内警察署等との連絡会議
- ・ 開催期日 令和5年6月23日（金）
- ・ 開催会場 会津児童相談所 会議室

### 【浜児童相談所】

- ・ 会議名称 令和5年度管内警察署及び検察庁との連絡会議

<いわき地区>

- ・ 開催期日 令和5年6月15日（木）
- ・ 開催会場 浜児童相談所 会議室

<相双地区>

- ・ 開催期日 令和5年7月4日（火）
- ・ 開催会場 県環境放射線センター 会議室

## IV 児童福祉施設等

## 1 県内の児童福祉施設等一覧

施設種類	設置主体	施設名	定員(人)	郵便番号	施設所在地	電話番号
乳児院	県	若松乳児院	40	965-0807	会津若松市城東町1-100	0242(27)0033
児童養護施設	法	福島愛育園	77	960-8156	福島市田沢字躑躅森16	024(549)0596
	法	青葉学園	44	960-2152	福島市土船字新林24	024(593)1022
	法	堀川愛生園	35	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内94	0247(33)2739
	法	会津児童園	32	969-5141	会津若松市大戸町小谷川端79	0242(92)3250
	法	白河学園	40	961-0984	白河市和尚壇山2-9	0248(23)3059
	法	いわき育英舎	40	979-3124	いわき市小川町上小川字大坂5	0246(83)1571
	法	アイリス学園	40	960-2262	福島市在庭坂字志津山6-3	024(591)2105
児童自立支援施設	法	森の風学園	24	963-6301	石川郡玉川村四辻新田字諏訪平125-4	0247(57)3788
	県	福島学園	50	962-0001	須賀川市森宿字中新田128	0248(73)2514
自立援助ホーム	法	NEXT福島	6	970-8026	いわき市平字紺屋町54 扇マンション6階	0246(85)5346
	法	あい	6	963-8811	郡山市方八町2-6-16	024(953)3871
	法	NEXT小法師	6	960-8057	福島市笹木野字中金谷35-2	024(515)7602
	法	やまびこ	6	963-8041	郡山市富田町字豊年田1-21	080(7249)5171
福祉型障害児入所施設(知的障害児)	県	大笹生学園	45	960-0251	福島市大笹生字俎板山182-1	024(557)6014
	法	桜が丘学園	30	963-7855	石川郡石川町字猫啼359-1	0247(26)2003
	法	東洋学園児童部	80	979-0204	いわき市四倉町細田字御廐13-3	0246(38)7871
	県	福島県ぼんだい荘わかば	40	969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1	0242(65)2711
	法	入所支援事業所アルバ	24	963-0102	郡山市安積町笹川字経坦52	024(945)0369
	法	原町学園 (R5.6月から休止中)	—	979-2521	相馬市赤木字松ヶ沢160-4	—
	法	白河めぐみ学園	20	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158-1	0248(25)2046
医療型障害児入所施設(肢体不自由児)	法	白河こひつじ学園	20	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原156-1	0248(25)2055
	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
医療型障害児入所施設(重症心身障害児)	県	総合療育センター	※80	963-8041	郡山市富田町上ノ台4-1	024(951)0250
	法	福島整肢療護園	※60	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	0246(25)8131
	法	国立病院機構福島病院	180	962-8507	須賀川市芦田塚13	0248(75)2131
	法	国立病院機構いわき病院	80	971-8126	いわき市小名浜野田字八合88-1	0246(88)7101

※福島整肢療護園の定員は、肢体不自由児と重症心身障害児を合算した人数である。

※総合療育センターの定員は、措置入所、契約入所及び一般入所を合算した人数である。

## 2 施設別在籍状況

## (1) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(人)

	種別	施設名	R4年度末人員					R5年度末人員				
			中央	県中	会津	浜	計	中央	県中	会津	浜	計
県内	乳児院	若松乳児院	1	3	2	2	8	1	4	0	0	5
	児童養護施設	福島愛育園	24	15	9	6	54	26	14	12	10	62
		青葉学園	21	8	2	5	36	23	6	5	4	38
		堀川愛生園	6	8	3	0	17	6	11	3	0	20
		会津児童園	2	8	17	0	27	1	9	17	0	27
		白河学園	12	14	6	7	39	11	13	6	6	36
		いわき育英舎	1	5	6	17	29	1	5	7	21	34
		アイリス学園	7	8	0	6	21	6	5	0	5	16
		森の風学園	3	11	5	3	22	2	12	5	4	23
		児童養護施設計	76	77	48	44	245	76	75	55	50	256
	児童自立支援施設	福島学園	0	1	5	2	8	2	0	2	3	7
県内合計			77	81	55	48	261	79	79	57	53	268
県外	児童自立支援施設	国立武蔵野学院	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
		国立きぬ川学院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童心理治療施設	青森おおぞら学園	1	1	0	0	2	1	1	0	0	2
	県外合計			2	1	0	0	3	1	1	0	0
乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設 計(1)			79	82	55	48	264	80	80	57	53	270

## (2) 障害児入所施設

(人)

	種別	施設名	R4年度末人員				R5年度末人員				
			中央	県中	会津	浜	中央	県中	会津	浜	
県内	福祉型障害児入所施設 知的障害児	大笹生学園	措置	13	0	1	3	14	0	1	2
			契約	8	1	0	0	7	0	0	0
		ばんだい荘 わかば	措置	2	3	7	0	0	3	7	0
			契約	0	2	8	0	0	2	4	0
		桜が丘学園	措置	0	12	1	0	2	10	0	0
			契約	0	15	0	1	0	6	0	0
		東洋学園 (児童部)	措置	1	0	0	4	1	0	0	4
			契約	0	0	0	7	0	0	0	8
		アルバ	措置	5	9	0	0	6	9	0	1
			契約	0	6	0	0	0	4	0	0
		白河めぐみ学園	措置	3	4	1	0	2	4	1	0
			契約	1	2	3	0	1	2	3	0
		白河こひつじ学園	措置	1	2	2	1	1	1	1	1
			契約	0	4	4	0	0	3	4	0
	原町学園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	福島整肢療護園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	1	0	0	0	2
	福島県総合 療育センター	措置	6	0	2	0	6	1	0	0	
		契約	4	7	1	0	3	8	1	1	
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	福島整肢療護園	措置	0	0	0	1	0	0	0	0
			契約	0	0	0	2	0	0	0	2
		福島県総合 療育センター	措置	0	1	0	0	0	1	2	0
			契約	1	7	4	2	1	4	4	1
		国立病院機構 福島病院	措置	0	2	4	0	0	2	3	0
			契約	4	7	1	5	2	5	2	5
	国立病院機構 いわき病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	0	0	0	0	0	0	
県内計			措置	31	33	18	9	32	31	15	8
			契約	18	51	21	18	14	34	18	19
県外	医療型障害児入所施設 肢体不自由児	宮城県拓桃園	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	1	0	1	0	1
	医療型障害児入所施設 重症心身障害児	国立病院機構 宮城病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
		国立病院機構 米沢病院	措置	0	0	1	0	0	1	1	0
			契約	1	0	0	0	0	0	0	0
		国立病院機構 小諸高原病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
		国立病院機構 八戸病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0
			契約	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟はまぐみ 小児医療センター	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	1	0	0	0	1	0	
	西多賀病院	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		契約	0	0	0	1	0	0	0	0	
県外計			措置	0	0	1	0	1	2	1	0
			契約	1	0	1	2	0	1	1	1
障害児施設 計(2)			措置	31	33	19	9	33	33	16	8
			契約	19	51	22	20	14	35	19	20
			合計	50	84	41	29	47	68	35	28
施設入所 総計((1)+(2))			措置	110	115	74	57	113	113	73	61
			契約	19	51	22	20	14	35	19	20
			合計	129	166	96	77	127	148	92	81

## (3) 県内の福祉事務所等一覧

福祉事務所等名	郵便番号	所在地	電話番号	
福島県県北保健福祉事務所	960-8012	福島市御山町8-30	024(534)4118	
福島県県中保健福祉事務所	962-0834	須賀川市旭町153-1	0248(75)7809	
福島県県南保健福祉事務所	961-0074	白河市字郭内127	0248(22)5647	
福島県会津保健福祉事務所	965-0873	会津若松市城東町5-12	0242(29)5278	
福島県南会津保健福祉事務所	967-0004	南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241(63)0305	
福島県相双保健福祉事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244(26)1134	
福島県いわき地方振興局 (県民部県民生活課)	970-8026	いわき市平字梅本15	0246(24)6204	
福島市福祉事務所	960-8601	福島市五老内町3-1	024(535)1111	
伊達市福祉事務所	960-0692	伊達市保原町字舟橋180	024(575)1111	
二本松市福祉事務所	964-8601	二本松市金色403-1	0243(23)1111	
本宮市福祉事務所	969-1151	本宮市本宮字千代田60-1	0243(63)2780	
郡山市福祉事務所	963-8601	郡山市朝日1丁目23-7	024(924)2491	
須賀川市福祉事務所	962-8601	須賀川市八幡町135	0248(75)1111	
田村市福祉事務所	963-4393	田村市船引町船引字畑添76-2	0247(81)2111	
白河市福祉事務所	961-8602	白河市八幡小路7-1	0248(22)1111	
会津若松市福祉事務所	965-8601	会津若松市東栄町3-46	0242(39)1111	
喜多方市福祉事務所	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2	0241(24)5229	
相馬市福祉事務所	976-8601	相馬市中村字北町63-3	0244(37)2205	
南相馬市福祉事務所	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	0244(24)5243	
いわき市	平地区保健福祉センター	970-8686	いわき市平字梅本21	0246(22)1163
	小名浜地区保健福祉センター	971-8162	いわき市小名浜花畑町34-2	0246(54)2111
	勿来・田人地区保健福祉センター	974-8232	いわき市錦町大島1	0246(63)2111
	常磐・遠野地区保健福祉センター	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷76-1	0246(43)2111
	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田191	0246(27)8690
	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	979-0201	いわき市四倉町字西4丁目11-3	0246(32)2114
	小川・川前地区保健福祉センター	979-3122	いわき市小川町高萩字小路尻19-10	0246(83)1329

(令和6年4月1日現在)